福井県廃棄物処理計画 (案)

令和3年 月 福井県

福井県廃棄物処理計画 目次

Ι		計	画の	基.	本	的	事.	項																								
	1	計	画策	定	のi	趣旨	í.																									1
	2	計	·画の	位	置:	づけ	+ •								•																	1
	3	計	·画の	期	間				•			•			•		•															1
	4	計	·画の	範	井				•			•			•		•															1
П			ᇒ	夲	H <i>I</i> −−	ı — .			_																							
Π		— <u>1</u>	投廃	米	彻	I~	ر	ι,	C																							
	1		·般廃			-																										3
			排出																													3
			ごみ																													5
			リサ																													6
			分別																													8
	(5)	県内	処	理(体制	IJσ,)現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	(6)	一般	廃	棄'	物处	₽₽	経	費	の	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	2	前	回計	画	の	評価	5 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	(1)	目標	数	値(の這	直成	冰	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	(2)	前回	計	画(の進	重捌	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	(;	3)	今後	の	課	題・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	3	_	般廃	棄	物(の源	支 量	化	ع	IJ	サ	1	ク	ル	の	促	進	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	1	7
	(1)	基本	的	なき	考え																										
	(2)	重点	施	策		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
			県と	市	町	がー	一丸	لح ا	な	つ	た	減	量	化	の	推	進	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	1	8
			1	食	品	ロス	く肖]減	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
			2	紙	資	源し	リサ	ーイ	ク	ル	の	強	化	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	2	3
			3	プ	ラ	スチ	۴ッ	ク	ご	H	対	策	の	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	(;	3)	重点	施	策!	以タ	\ σ.	施	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	2	6
	4	災	害廃	棄	物·	^ ₫	文C	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	(1)	災害	廃	棄?	物対	寸策	Į.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	2	8
			災害																													
	5		般廃	棄	物(の源	或量	化	等	の	目	標	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	3	4
	(1)	一般	廃	棄	物の	DΕ	標	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
			①ご	み	排	出量	┋•								-		•								•				•	•	3	4
			2最	終	処:	分量	┋•								-		•								•				•	•	3	4
			(3) J	サ	1	クル	レ率	<u>.</u>							•														•		3	5
	(2)	食品	口	スi	判源	或に	関	す	る	目	標																			3	5
			①食	品		ス量	ૄ •								•																3	5
			②食	묘	□ .	ス肖	川浦	15	取	IJ	絈		Y	ഗ	割	合															3	6

Ⅲ 産業廃棄物について

1	産	業	発棄	物	の	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
(1)	排出	量出	等	の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	3	8
(2	2)	業種	重別	の	排	出	状	況			•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•		•		•		•	3	9
(3	()	業科	重別	の	処	理	状	況			•							•	•			•	•								4	0
(4	.)	種類	湏別	の	排	出	状	況			•							•	•			•	•								4	1
(5	()	種類	湏別	の	処	理	状	況			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	4	2
(6	()	委	モ処	理	の	状	況	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	4	3
(7)	不	去投	:棄	等	の	状	況			•							•	•			•	•								4	4
(8	()	処ヨ	里施	設	の	状	況				•																				4	5
2	前	回記	計画	の	評	価		•			•	•	•	•																	4	6
(1)	目相	票数	値	の	達	成	状	況		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	4	6
(2	2)	前[回計	画	の	進	捗	状	況		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	4	6
(3	()	今往	多の	課	題	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	4	8
3	産	業	尧棄	物	の	排	出	抑	制	•	再	生	利	用	お	ょ	び	適	正	処	理	の	推	進							4	9
(1)	基	本的	な	考	え	方				•																				4	9
(2	2)	重,	点施	策	•						•																				5	0
	1)排と	出抑	制		再	生	利	用	お	ょ	び	適	正	処	理	の	推	進												5	0
	2)不i	窗正	処	理	の	防	止																							5	3
	3)事 🧵	業者	· ග	優	良	化																								5	5
	4	安定	言し	た	処	理	体	制	の	確	保																				5	7
(3	()	重,	点施	策	以	外	の	施	策		•							•				•									6	0
4	産	業月	尧棄	物	の	排	出	抑	制	等	の	目	標					•				•									6	2
	1	排出	量出	•	•		•				•							•				•									6	2
	2)再	主利	用	率	お	ょ	び	減	量	化	率																			6	2
	3	最紀	佟処	:分	量																										6	3

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

廃棄物の発生は、わたしたちが日常生活や経済活動を行う上で不可分なものですが、その処理は環境に負荷を与えるものです。環境負荷を低減し、循環型社会を推進していくためには、可能な限り廃棄物を減量化するとともに、再利用やリサイクルを進めることが必要です。

本県では、これまで「福井県廃棄物処理計画」(平成28年3月策定)に基づき、 廃棄物の減量化やリサイクルを推進してきました。具体的には、「おいしいふくい 食べきり運動」の推進、紙資源リサイクルの強化、事業者による排出抑制と適正 処理の推進などです。

本計画は、令和2年度を目標年度として進めてきた前計画の施策と成果をもとに、県民、事業者、市町、県が一体となって、廃棄物の減量化やリサイクルによる循環型社会をさらに推進していくため、持続可能な開発目標(SDGs)(※)のうち、以下の4つの視点も踏まえた具体的な行動計画として策定するものです。

※ 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。



包摂的で安全かつ強靭で 持続可能な都市および人 間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を 確保する



気候変動およびその影響 を軽減するために緊急対 策を講じる



持続可能な開発のために海 洋・海洋資源を保全し、持続 可能な形で利用する

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画」として定めたものです。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)第12条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する計画」としても位置付けます。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 計画の範囲

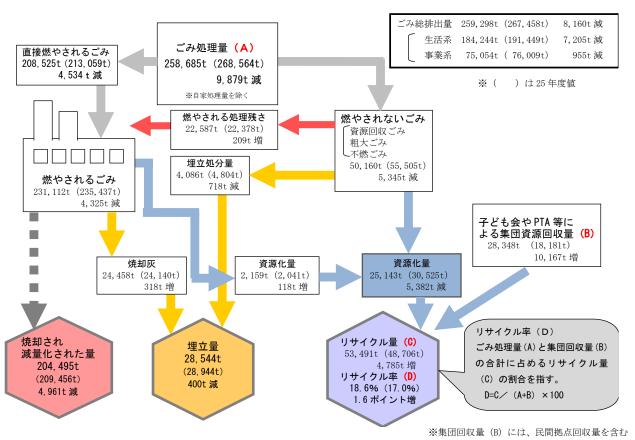
福井県内の一般廃棄物および産業廃棄物を対象とします。

Ⅱ 一般廃棄物について

家庭や事業所から出されたごみ(一般廃棄物)は、市町が収集・運搬・処分を適切に行う責任があります。(廃棄物処理法第6条の2)

平成30年度の県全体のごみ処理量は約25万9千トンとなっています。収集されたごみはリサイクルや焼却処理され、残った焼却灰や燃えないごみなどは、処分場に埋め立てられることになります。

本計画では、一般廃棄物に係る現状と課題および今後推進すべき施策について、県の方針を明らかにしています。本計画に基づき、各市町と協力して環境への負荷の低い循環型社会の実現を目指します。



平成30年度 県内一般廃棄物の処理状況

ごみ処理量とごみ排出量の違い

ごみ処理量は、年度内に焼却、資源化等の処理がされた量を指します。これに対し、ごみ 排出量は、年度内に排出されたごみの量を指します。

このため、ごみが排出されたものの、年度内に焼却等の処理がされなかった場合等は、 処理量と排出量に差が生じます。

> 平成30年度ごみ処理量=258,685t 平成30年度ごみ排出量=259,298t

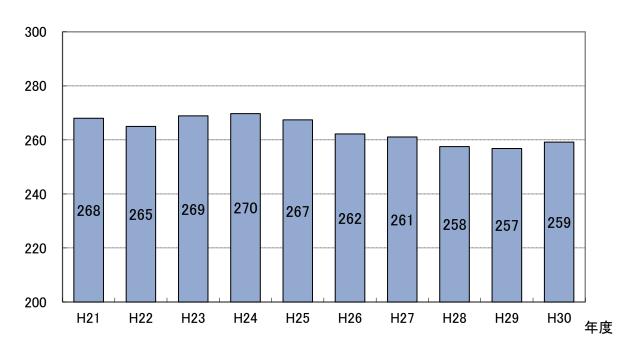
1 一般廃棄物の現状

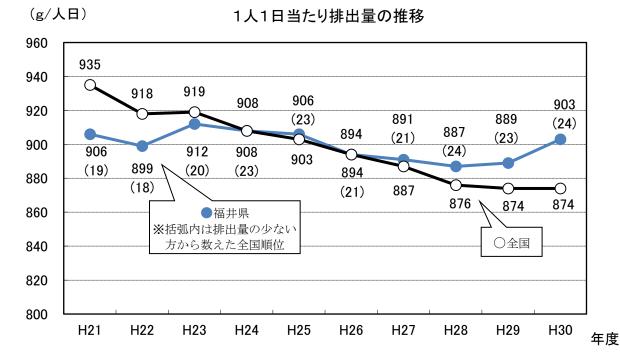
(1) 排出量の現状

県内一般廃棄物(ごみ)の排出量は、平成25年度以降は減少していましたが、 平成30年度に増加し259,298トンとなっています。

また、県民1人1日当たりのごみ排出量は平成23年度から平成28年度までは減少傾向でしたが、平成29年度から増加し平成30年度は903gとなっています。なお、全国的に見ると平成28年度まではごみの減量化が進んでいましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

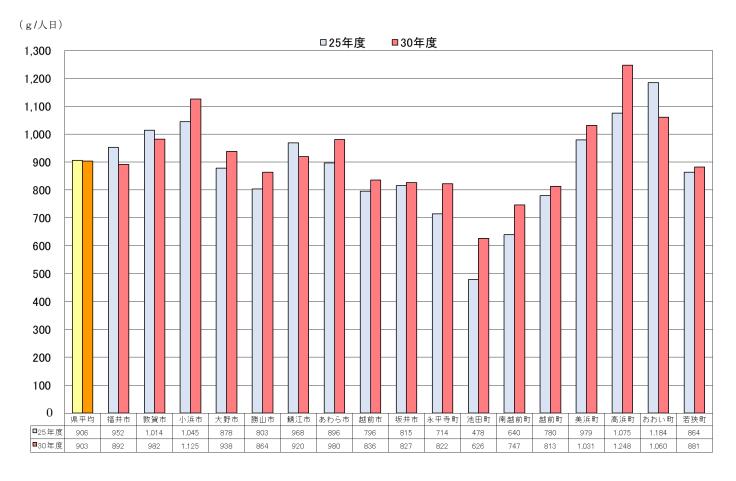
(千トン) ごみ総排出量の推移





平成30年度の1人1日当たりのごみ排出量を市町別に見ると、池田町が626gと最も少なく、高浜町が1,248gと最も多くなっています。

平成25年度および平成30年度 1人1日当たりごみ排出量(市町別)

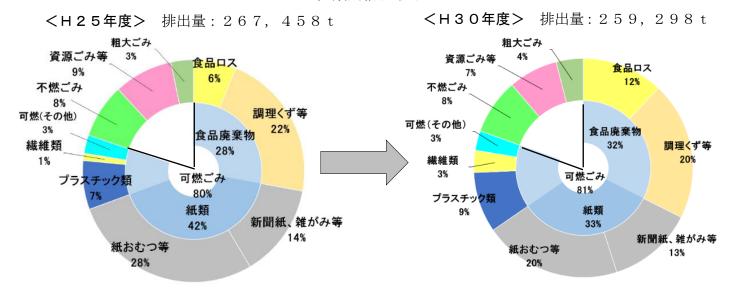


(2) ごみの排出状況

①種類別排出状況

平成30年度の県内のごみ排出量を種類別にみると、食品ロス(手つかず食品や食べ残し)は12%を占めており、リサイクル可能な紙資源(新聞紙、雑がみ等)は平成25年度に比べ、減少したもののなお13%を占め、プラスチック類は増加し9%となっています。

種類別排出状況



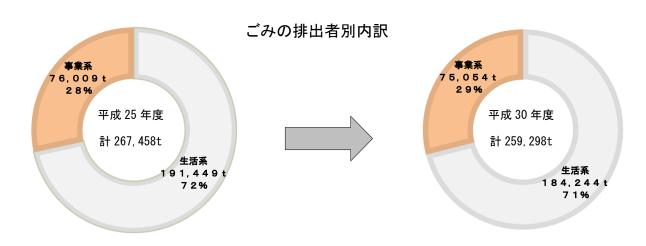
※可燃ごみの内訳は、福井市内で実施した組成調査(令和元年度)による割合

※食品ロスについては、平成30年度は国の食品ロス調査手順書に基づいて行ったため平成25年度との単純比較ができない。

(「野菜、果物など期限表示がない食品」は、平成25年度は「調理くず等」に含めていたが、平成30年度は「食品ロス」に含めている。)

②排出者別の内訳

平成30年度の県内のごみ排出量を排出者別に見ると、家庭から出される生活系のごみが71%、事業者から出される事業系のごみが29%を占めており、平成25年度と比べ、生活系および事業系ともにごみが減少しています。



(3) リサイクルの現状

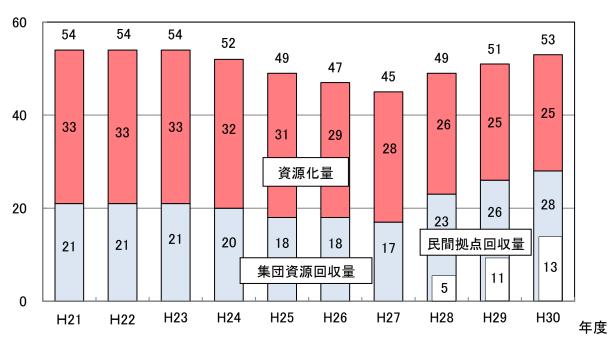
平成30年度の県内一般廃棄物のリサイクル量は、市町等により回収されリサイクルされたものが25,143トン、PTAや町内会などで集団回収され、リサイクルされたものが28,348トン、合計53,491トンとなっています。

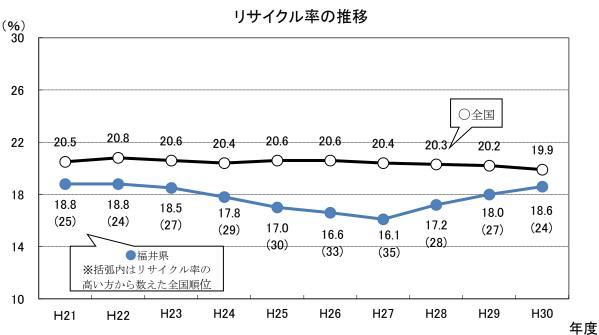
平成30年度のリサイクル率(※)は18.6%となっており、紙資源を回収できる民間回収拠点の拡充によりリサイクル量が増加し、平成28年度から改善しています。

※ リサイクル率とは、ごみ処理量と集団資源回収量(※)の合計に占める、リサイクル量の割合を指す。 リサイクル率(%)=リサイクル量/(ごみ処理量+集団資源回収量)× 100 ※集団資源回収量には、民間拠点回収量を含む

(千トン)

リサイクル量の推移

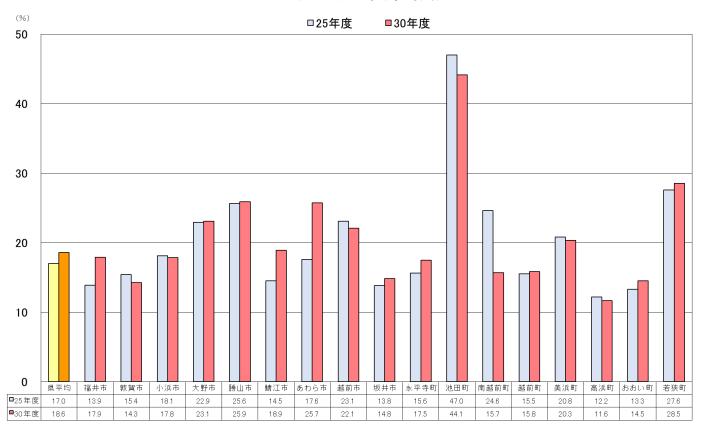




平成30年度のリサイクル率を市町別に見ると、池田町が44.1%と最も高く、 高浜町が11.6%と最も低くなっています。

池田町では、町と住民、NPOが協力して、町ぐるみで生ごみのたい肥化に取り 組んでいることから、リサイクル率が最も高くなっています。

平成25年度および平成30年度 リサイクル率(市町別)



(4) 分別収集の現状

市町が行っているごみの分別収集の実施状況(集団資源回収を含む)を見ると、 缶類、びん類やペットボトル、新聞類、雑誌類、段ボール、雑がみについては17 の市町すべて、プラスチック製容器包装は13市町、紙製容器包装は15市町、生 ごみは3町で分別収集が実施されています。

分別収集実施状況

令和2年5月1日現在

	品目名		: 17 市町中
	III FI /II	実施 市町数	実施率(%)
	 	17	100.0
	びん類	17	100.0
プラ類	ペットボトル	17	100.0
類	プラスチック製容器包装	13	76. 5
	新聞類	17	100.0
	雑誌類	17	100.0
紙類	段ボール	17	100.0
類	紙パック(飲料用の紙製容器)	15	88. 2
	紙製容器包装(紙製の袋、箱等)	15	88. 2
	雑がみ(包装紙、封筒等)	17	100.0
	生ごみ	3	17. 6
	繊維類	7	41.2
	食用油	6	35. 3

[※]令和2年5月1日より、永平寺町が雑がみの行政回収を開始 ※市町による分別収集のほか、PTA等による集団資源回収を含む。

各市町の分別収集状況一覧

令和2年5月1日現在

					福井	·坂井			奥	越			丹南						嶺南				
					:	坂井市	ī														若狙	夹町	4
	市 田 村 名	T †	福井市	あわら市	三国地区	丸岡地区	春江・坂井地区	永 平 寺 町	大野市	勝山市	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	三方地区	上中地区	実施市町数
		缶類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	集団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	ī	びん類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O 集団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	プラス	ペットホ゛トル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	チック 類	プラスチック 製容器包装	0	0	0	0	0	0	溶融炉※	溶融炉※	0	0	0	0	0	0	0	溶融炉※	0	0	溶融炉※		13
		新聞類	集団	集団	集団	O 集団	集団	集団	O 集団	O 集団	〇 集団	集団	集団	集団	O 集団	O 集団	集団	0	O 集団	O 集団	0	0	17
		雑誌類	集団	集団	集団	O 集団	集団	集団	O 集団	O 集団	O 集団	集団	集団	集団	O 集団	O 集団	O 集団	0	O 集団	O 集団	0	0	17
資源ごみ	紙	段ボール	0	集団	集団	O 集団	集団	集団	O 集団	O 集団	O 集団	集団	集団	集団	〇 集団	O 集団	O 集団	0	(集団	O 集団	0	0	17
	類	紙パック	O 集団		O 集団	O 集団	集団	0	O 集団	O 集団	O 集団	集団	集団		0	O 集団	集団	0	0	0	0	0	15
		紙製 容器包装	0		集団	O 集団	集団	集団	O 集団	O 集団	(集団	集団	集団	集団		O 集団	0	0	0	0	0	0	15
		雑がみ	集団	集団	集団	O 集団	集団	O 集団	O 集団	O 集団	〇 集団	集団	集団	集団	集団	O 集団	0	0	〇 集団	0	0	0	17
	:	生ごみ											0					0			0		3
	i	繊維類									0	集団			0		集団	0		集団	0	0	7
	1	食用油			0	0	0				0		0		0			0	0				6

[※]令和2年5月1日より、永平寺町が雑がみの行政回収を開始

[※]プラスチック製容器包装の分別収集は実施していないが、炉の種類が溶融炉(ごみを高温で溶かし、固化したもの(溶融スラグ)を資源としてリサイクルする方式の炉)のため、資源としてリサイクルしている。

(5) 県内処理体制の現状

①焼却施設

県内の市町および一部事務組合による一般廃棄物焼却施設は、10施設であり、1 日当たりの処理能力は合計で1,143トンです。

使用開始から長期間を経過している施設も多いことから、市や一部事務組合において新しいごみ焼却施設の整備を進めています。また、嶺南地域においては、人口減少によりごみ排出量が今後さらに減少することが見込まれることから、ごみ焼却施設を集約し、ごみ処理の広域化を進めています。

ごみ焼却施設

令和2年3月末現在

	事業主体	施設名称	処理対象市町	炉の種類	処理 能力 (t/日)	使用開始 年度	新施設 稼働 (予定)
	福井市	クリーンセンター	福井市(清 水・越廼地区 以外)	焼却炉	345	平成3年度	令和8年 度
	鯖江広域衛生 施設組合	鯖江クリーン センター	福井市(清 水・越廼地 区) 鯖江市	焼却炉	120	昭和 61 年度	※ 1
	加政化 口		越前町				令和8年 度
嶺北	福井坂井地区 広域市町村圏 事務組合	清掃センター	坂井市 あわら市 永平寺町	焼却炉	222	平成7年度	_
	大野・勝山地 区広域行政事 務組合	大野・勝山地区広 域行政事務組合ご み処理施設	大野市 勝山市	溶融炉	84	平成 18 年度	_
	南越清掃組合	第1清掃センター	池田町	焼却炉	150	昭和 59 年度	令和3年 度 ※2
	山松 日	第2清掃センター	南越前町	焼却炉	30	平成9年度	_
	敦賀市	清掃センター	敦賀市	焼却炉	100	平成4年度	令和8年 度
,	美浜・三方環 境衛生組合	エコクル美方	美浜町 若狭町 (三方地域)	溶融炉	22	平成 15 年度	※ 3
嶺南	小浜市	小浜市クリーン センター	若狭町 (上中地域) 小浜市 高浜町	焼却炉	56	平成 12 年度	令和 5 年 度 ※4
	おおい町	清掃センター	おおい町	焼却炉	14	平成6年度	

- ※1…新施設では、清水・越廼地区を含む福井市全域のごみを処理
- ※2…処理能力は84 t/日
- ※3…令和4年度から美浜町が敦賀市へ処理を委託
- ※4…若狭広域行政事務組合で小浜市、高浜町、おおい町、若狭町のごみを処理

②最終処分場

県内の市町および一部事務組合による最終処分場は10施設あります。埋立可能量849,270㎡に対して、残余容量は312,647㎡ですが、それぞれの最終処分場に埋立処分ができるのは、原則として、当該処分場設置自治体に限られているため、残余年数は個々の最終処分場ごとに判断することになります。なお、敦賀市が新しい最終処分場の整備を進めています。

最終処分場

令和2年3月末現在

	事業主体	施設名称	埋立 容量 (m³)	残余 容量 (m³)	使用開始 年度	新施設稼働 (予定)
	福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	清掃センター	231, 000	79, 440	平成 11 年度	_
嶺	大野・勝山地区広 域行政事務組合	大野・勝山地区広域行政事務組 合最終処分場	25, 000	8, 695	平成 18 年度	_
北	鯖江広域衛生施設 組合	鯖江広域衛生施設組合一般廃棄 物最終処分場(夢の杜おた)	116, 800	47, 275	平成 14 年度	_
	南越清掃組合	第2清掃センター	156, 000	81, 242	平成 17 年度	_
	敦賀市	敦賀市赤崎最終処分場	50, 000	10, 852	平成 19 年度	令和5年度
	小浜市	小浜市一般廃棄物最終処分場 (深谷)	37, 000	22, 125	平成 20 年度	_
嶺	美浜・三方環境衛 生組合	一般廃棄物最終処分場	11,800	3, 963	平成 17 年度	_
南	高浜町	高浜町不燃物処分地	128, 000	36, 376	平成 11 年度	_
	おおい町	おおい町えこあいらんど	56, 240	12, 236	平成 10 年度	_
	若狭町	クリーンセンターかみなか	37, 430	10, 443	平成9年度	_
		計	849, 270	312, 647		

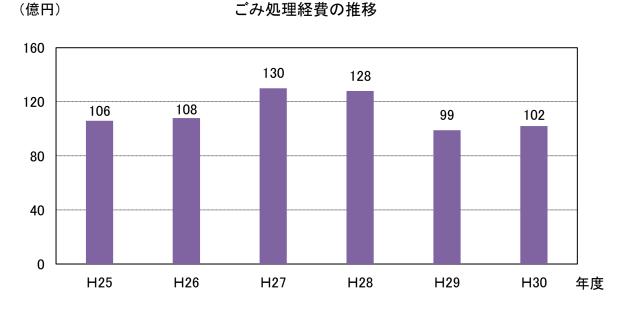
※埋め立て中の施設を掲載

(6) 一般廃棄物処理経費の現状

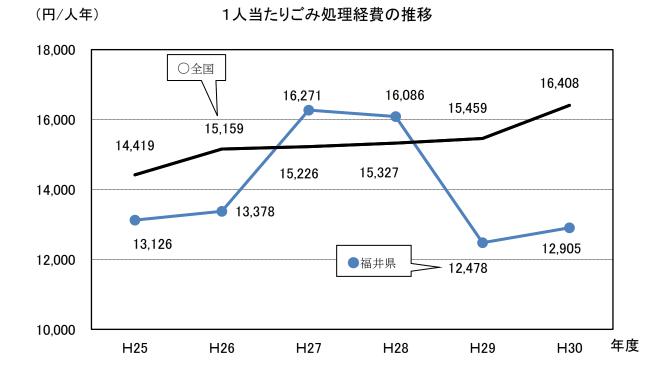
① ごみ処理費用の現状

平成30年度に県内市町等でごみ処理に要した経費(施設整備費を含む)の合計は、約102億円となっており、県民1人当たりに換算すると年間約12,900円になります。

1 人当たりの年間ごみ処理経費(施設整備費を含む)を全国平均と比較すると、平成30年度は、全国平均が約16,400円であり、本県は約3,500円安くなっています。



※平成27年度および平成28年度の増加は施設整備費の増加によるもの。

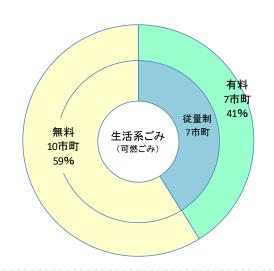


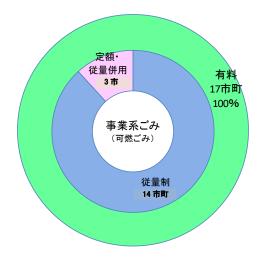
② ごみ処理有料化の現状

令和2年4月現在の県内市町のごみ処理の有料化の実施状況を見ると、家庭から出される生活系ごみ(可燃ごみ)については、7市町(約4割)でごみ処理手数料を徴収しています。事業者から出される事業系ごみについては、17市町すべてでごみ処理手数料を徴収しています。

徴収方法については、生活系のごみでは、ごみの量に応じて手数料を徴収する従量制が採用されています。事業系のごみについても、ほとんどの市町で従量制が採用されていますが、一定量まではごみの量に関わらず定額を徴収し、一定量を超えると従量制となる方式を採用している市もあります。

県内市町のごみ処理の有料化の実施状況





生活系ごみ有料化市町(令和2年4月1日現在) あわら市、坂井市、越前町、美浜町、高浜町 おおい町、若狭町

なお、全国の生活系ごみ(可燃ごみ)の有料化の実施状況をみると、令和2年12月現在で有料化を実施している市区町村は、全市区町村の6割(※)を占めており、福井県の実施率よりも高くなっています。

※東洋大学 山谷修作名誉教授「全国市区町村の有料化実施状況調査」

ごみ処理の有料化とは、市町村の一般廃棄物の処理(収集、運搬および処分)にかかる経費の一部を手数料として徴収する行為です。手数料を上乗せせずに、販売されるごみ袋(指定袋)の使用を住民に依頼する場合は有料化に該当しません。

ごみの有料化には、次のような効果があるとされています。

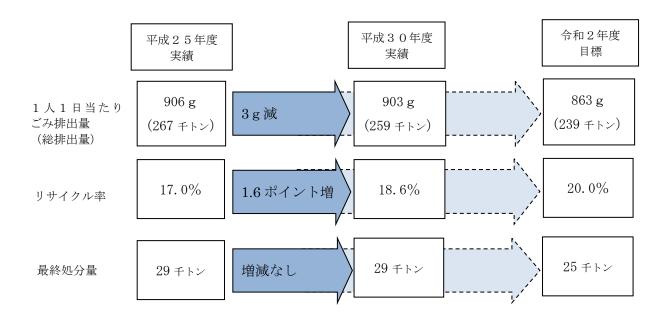
- ごみを多く出す人が費用を多く負担することによる、公平性の確保
- ・できるだけ費用負担を減らそうという住民の意識による、ごみ排出量の抑制

2 前回計画の評価

(1)目標数値の達成状況

平成28年3月に策定した福井県廃棄物処理計画(以下「前回計画」という。)では、令和2年度の達成目標を、1人1日当たりごみ排出量863g、リサイクル率20.0%、最終処分量2万5千トンと設定しました。

これに対し、平成30年度の実績をみると、1人1日当たりごみ排出量903 g、リサイクル率18.6%、最終処分量が2万9千トンとなっており、いずれも、現在のところ、目標達成に至っていません。



(2) 前回計画の進捗状況

前回計画では、「Reduceの推進」、「Recycleの推進」、「Reuseの推進」、「Respecton推進」を重点施策として、ごみの減量化やリサイクルを推進してきました。その進捗状況は以下のとおりです。

① Reduce (ごみの発生抑制) の推進

ア、県と市町・住民による「推進会議」を設置

- ・「福井県ごみ減量化推進会議」を新設し、県と市町が一丸となって施策を 推進しました(平成28年度)。
- ・他県の先進事例を参考に、雑がみの回収方法や住民が分別を徹底するため の方策をまとめた「雑がみ分別回収アクションプログラム」を策定しまし た(平成28年度)。

イ、プラスチックごみの削減

・使い捨てプラスチックの削減のため、「マイボトル運動」を展開し、プラスチックごみの削減を推進しました(令和元年度~)。

【マイボトル運動協力店:154店舗(令和3年1月末時点)】

② Recycle (ごみの再資源化) の推進

ア. 新たな紙資源回収によるリサイクル率の向上

- ・雑がみ分別の習慣づくりを推進するため、団体ごとに雑がみ回収量を競い合いながら資源回収を行うモデル事業を、福井市や坂井市で実施しました(平成29、30年度)。
- ・スーパーや古紙回収業者等の民間回収拠点を拡充するとともに回収する場所がわかるようマップを作成し利用を促すことで、リサイクル率の改善を図りました。

【回収拠点数:平成28年度 36か所 → 令和元年度 172か所】

・家庭からどのような雑がみが出ているかモニター調査を行い(令和元年度)、 結果を元に家庭での雑がみ分別の普及啓発を実施しました(令和2年度)。

③ Reuse (ものの再利用)の推進

ア、子育て世帯にやさしい「リユース」の普及

- ・子育て用品リユース市を開催し、約6,000点が再利用されました(平成28、29年度)。
- ・リユース行事を実施する民間団体の継続的な活動の支援を通じて、県民の ものを大切にする意識を醸成しました。

【民間団体数:平成27年度 8団体 → 令和元年度 17団体】

④ Respect (ものを大切にする)の推進

ア. 「おいしいふくい食べきり運動」の新展開

・本県が中心となり、「食べきり運動」実施自治体による「全国おいしい食べきりネットワーク協議会」を設立しました(平成28年度)。

【参加自治体数:47都道府県、382市区町村(令和3年1月末時点)】

- ・忘新年会時などにおける共同キャンペーンや(平成28年度~)、食べき り運動に賛同する全国規模の企業(5社)との共同宣言を実施し(令和元 年度~)、食べきり運動を全国に向けてPRしました。
- ・連合婦人会と協働し、保育園での親子学習会の開催や、家庭での食べきり 実践のコツをまとめた「おいしいふくい食べきり実践手帳」を作成しました(令和元年度)。また、食べきりを実践する企業を「おいしい食べきり 実践企業」として登録し(平成30年度~)、企業での食べきり実践を推 奨するなど、家庭や外食時での「食べきり運動」を全ての年代へ周知、普 及するための取組みを推進しました。

・こうした取組みにより、県民の「食べきり運動」の認知度が向上しました。 【認知度 平成27年度 66% \rightarrow 令和2年度 83%】

イ、福井の「ものを大切にする心」に基づく生活の「見える化」を促進

- ・若狭町の集落において、ごみを出さない生活を実践するための啓発活動 を実施しました(平成28年度)。
- ・「まちの修理屋さん」をホームページ上や各種イベント等で紹介し、修 理に関する情報発信を強化しました。

【「まちの修理屋さん」登録店舗数:443店舗(令和3年1月末時点)】

(3) 今後の課題

ごみの減量化が近年停滞しているため、県と市町が一体となった対策の強化が 必要です。

また、可燃ごみの中に減量化やリサイクルが可能な食品ロス、紙資源、プラスチック類が多く含まれていることから、これらに重点を置いた個別の対策が必要です。

一般廃棄物の減量化とリサイクルの促進 3

(1)基本的な考え方

本県では、リサイクル率は改善していますが、1人1日当たりの排出量は平成29 年度から増加し、ごみの減量化が停滞しています。

私たちが生活する上で、ごみの発生は避けられませんが、工夫や心がけで減らすこ とは可能です。ごみを減らすことができれば、ごみの処理による環境への負荷を少な くし、持続可能な社会づくりを進めていくことができます。

ごみを種類別に見ると、食品ロス、紙資源、プラスチック類が多く含まれており、 これらは工夫や心がけによって減量化やリサイクルが可能です。

このため、県と処理主体である市町が一体となり、これらに重点を置いた「ごみ減 量化の取組み」を強化していくことが重要と考え、本計画では、以下を重点施策とし て取り組みます。

ごみ減量化の取組み 県と市町が一丸となった ごみ減量化の推進

市町ごとに課題を把握し、県と一丸となって減量化施策を考え、 実行するための取組みの充実・強化を図ります。

①食品ロス削減の 推進





これまで実施してきた「おいしいふくい食べきり運動」による「食 べ残し」を減らす取組みに加え、手つかずのまま捨てられている「未 利用食品」を減らす取組みを行い、さらなる食品ロスの削減を推進 していきます。

②紙資源リサイクル の強化





燃やせるごみとして捨ててしまいがちな紙資源の分別を徹底し、 リサイクルが進むよう、取組みを強化します。

③プラスチックごみ 対策の強化







プラスチックごみのリサイクルや使用削減、ポイ捨て防止を推進 し、プラスチックごみの削減や海洋へのプラスチック流出防止への 取組みを強化します。

(2) 重点施策

県と市町が一丸となった減量化の推進

一般廃棄物の減量化には、処理主体である市町の役割が最も重要です。本計画では、次にあるように県・市町一丸となって効果的な減量化施策を検討・立案し、個別の重点対策として①食品ロスの削減②紙資源のリサイクル強化③プラスチックごみ対策を中心にごみの減量化とリサイクルを進めていきます。

「ごみ減量化推進会議」の開催

平成28年度から、県と市町、住民代表による「ごみ減量化」方策協議の場として「福井県ごみ減量化推進会議」を設け、県が市町の意見を踏まえたごみ減量化対策の方向性を示し、「おいしいふくい食べきり運動」、「雑がみ分別運動」、「マイボトル運動」を県・市町の共通施策として推進し、各市町の取組状況と比較しながらごみ減量化を進めてきました。

本計画でも引き続き会議を開催し、県と市町が協働してごみの減量化を進めていきます。

ごみ減量化推進会議内に実務担当者による「推進部会」を新設

ごみ減量化の取組みを強化していくためには、県が方向性を示すだけでなく、県と市町が一緒にごみの減量化を検討・立案し、市町が主体となって取り組む仕組みづくりが必要です。

このため、ごみ減量化推進会議内に実務担当者で構成する「ごみ減量化推 進部会」を設け、食品ロス、プラスチックごみなどの課題を解決するための効 果的な対策を検討・立案し、県と市町が一丸となって取り組んでいきます。

また、リサイクル促進のためには、資源ごみとして分別されたものがどのような製品にリサイクルされるのかをわかりやすく周知するなど、住民への意識づけが重要であることから、効果的な広報活動も検討し、さらなるごみ減量化やリサイクルを推進していきます。

各市町の「ごみ減量化実行プラン」の策定

ごみの減量化を推進するためには、どのごみが、どの程度多く含まれているかを事前に把握し、重点的な対策を行っていく必要があります。

このため、各市町によるごみの内訳を把握するための組成調査と、その結果を踏まえ、「食品ロス」や「リサイクル可能な紙資源」、「プラスチックごみ」などの具体的な対策を記載した「ごみ減量化実行プラン」の策定を支援し、市町の課題に沿ったごみ減量化対策を推進していきます。



国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動とし て食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」 が施行されました。

本県では、「おいしいふくい食べきり運動」や食べきり運動の全国展開を実施 してきましたが、食品ロスをより一層削減していくため、「おいしいふくい食べ きり運動」の強化を図るとともに未利用食品の削減などの新たな取組みを実施 していきます。

ア、おいしいふくい食べきり運動の推進

本県は全国に先駆けて、平成18年度から「おいしいふくい食べきり運動」 を展開しています。この運動は、①家庭やホテル・レストランなどで、おいし い福井の食材を活かしたおいしい料理を作り、②作られた料理をおいしく食 べきって、③残ってしまった料理は、家庭では新たな食材として工夫し、外食 では持ち帰って家庭で食べきろうというというものです。

これまで県民やレストラン等の飲食店に対し、食べきり運動への協力を呼 びかけた結果、県民の食べきり運動の認知度は、83%(令和2年度アンケー ト結果)まで高まりました。しかしその一方、食品ロス12%のうち食べ残し が半分を占めているため、食べきりの実践活動をさらに推進します。

食べきり運動協力店

飲食店やホテルなどにおいて、ハーフサイズや小盛りによる食べ残しが出な いメニュー設定やお持ち帰りパックを提供するなど、食べ残しを出さない取組 みを実施している店舗

食べきり家庭応援店

スーパーなどの食品販売店において、少量パックやばら売りなど、家庭で食 材が使い切れるよう買い物を手助けする取組みを実施している店舗

(ア) 連合婦人会と協働による家庭での食べきり実践の推進

本県では、平成25年度から、県連合婦人会と恊働し、県内の地域イベン トでの住民啓発や、保育園等で子どもたちに学んでもらう「食べきり運動学 習会」を実施するなど、食べきり運動の普及活動を実施してきました。

料理を残さずおいしく食べきることの大切さを伝える食べきり運動推進 員を中心に、県内各地域で幅広い世代に対する普及啓発を行い、全県的に食 べきり運動を実践する人がさらに増えるようさらに推進していきます。

(イ) 外食時での食べきり実践の推進

これまで、飲食店などに呼びかけを行った結果、食べきり運動協力店は約1,094店舗(令和3年1月末時点)まで拡大しました。各店舗では小盛メニューの設定や、持ち帰りパックの提供など、食べ残しを出さないための取組みを実施しています。これからも引き続き協力店を募集し、外食時の食べきり実践を広げていきます。

食べきれる量を注文し、提供された料理を食べきることが大切ですが、どうしても残った場合、お店の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰ることも大切です。持ち帰りパック等を提供できるお店をさらに拡大し、持ち帰りができることを利用者にわかりやすく紹介することで、お店から食べ残しを出さない取組みを推進していきます。

(ウ) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の展開

平成28年10月に、本県が全国の自治体に呼びかけ、食品ロス削減のための自治体ネットワークとしては初めて都道府県、市区町村が参加し「全国食べきり運動ネットワーク協議会」を設立しました。設立以降も参加自治体は増加を続け、47都道府県、382市区町村となっています。(令和3年1月末現在)

協議会では、参加自治体の先進的施策の情報共有や、飲食店、食品小売店と連携し全国共同キャンペーンなどを実施しています。また、令和元年度からおいしい食べきり運動に賛同する全国規模の民間企業と共同宣言を行い、各自治体の食べきり協力店登録制度などでの協力・連携を進めています。本県が中心となって自治体と企業との連携を拡大し、食べきり運動の全国展開をさらに進めていきます。

(エ) 幅広い世代が共に学ぶ食育と食べきり運動

あらゆる世代が健康で豊かな生活を実現し、食べ物の大切さを次世代へつなげていけるよう食育および食べきり運動を推進していきます。家庭における子ども・父母・祖父母等、三世代が共に学ぶ食育の推進とともに「食べきり運動」を実践することで、おいしく食べきる習慣が身につき、食品ロス削減につながります。おいしい福井の食べ物に感謝し、自分が食べられる量をあらかじめ理解し、おいしいものを適量で食べる生活を習慣づけることで、食べ残さない心が育まれます。

おいしいふくい食べきり運動では未就学児には食べきり親子学習会の開催、小中高生には食品ロスについての出前講座、父母や祖父母等には企業訪問や地域イベントでの周知を行い、「食べきり」が当たり前の習慣となるようにしていきます。

イ. 食品ロス削減対策の強化

食品ロス12%のうち手つかずのまま捨てられてしまう「未利用食品」が半分を占めているため、家庭や事業者から未利用のまま廃棄される食品 を減らす取組みを進めていきます。

(ア) 家庭で食品ロス削減に取り組む県民の増加

家庭で未利用のまま廃棄される食品を減らすためには、家庭で余った食材をアレンジして他の料理に作り替えたり、収納方法を工夫して冷蔵庫を「見える化」するなどにより、食品を無駄にしない取組みを普及させることが重要です。

このため、食品ロスについての知識や削減方法のノウハウを習得し、使いきりレシピや冷蔵庫収納術などを広める人材を「フードロスマイスター」として養成し、公民館が主催する親子料理教室や、県や市町の環境フェアなどでの普及活動を通じて、食品ロス削減に取り組む県民を増やしていきます。

(イ) フードバンクの推進およびフードドライブの普及・拡大

安全に食べられるのに規格外や賞味期限が間近であるなどの理由で、販売することができない食品が多く廃棄されています。近年、これらを有効活用するフードバンクの取組みが全国的に広がっています。

本県でもフードバンクの取組みが普及するよう、スーパーや子ども食堂などと連携して未利用食品を活用する仕組みや体制を整備していきます。

また、家庭で余っている食品を集め、子ども食堂や福祉施設などへ提供するフードドライブの取組みも、全国の自治体などで広まっており、本県でも一部の市や団体で取組みが始まっています。

これらの取組みを県内において拡大していくため、活動事例をまとめ未 実施の市町や企業・団体に情報や手順を紹介し、様々な主体がフードドライ ブを実施できるよう推進していきます。

フードバンク

食品関連事業者(スーパー等)で発生する規格外品や賞味期限が間近の食品 を福祉施設等へ無償で提供する活動

フードドライブ

家庭で余った食品を福祉施設等へ無償で提供する活動

(ウ) 食品ロス削減アプリの活用を推進

食品小売店や飲食店では、食品の売れ残りによる食品ロスが発生していますが、近年、都市圏を中心に、民間事業者が開発したスマートフォンアプリ等を活用し、買い手である消費者と売り手である食品小売店や飲食店と

のマッチングを図り、売れ残りそうになった食品を購入してもらう取組み が広がっています。

本県でもこうした取組みを広げていくため、食べきり運動協力店などの 飲食店や食品小売店にスマートフォンアプリ等の登録を推奨し、消費者に 対してもその活用を推進していきます。

②紙資源リサイクルの強化



県では、包装紙や封筒、コピー紙などの「雑がみ」について、紙資源としての認識が薄く、分別収集や集団資源回収が定着していなかったことから、雑がみ分別運動を進めてきました。また、スーパーやドラッグストアなどにおいて紙資源を回収できる民間回収拠点を拡充し、家庭や事業者からいつでもどこでも紙資源を回収しやすい環境づくりを進めてきました。その結果、平成30年度のリサイクル率は18.6%となり、平成25年度から1.6ポイント増加しました。

しかし、平成30年度の県内のごみの排出量のうち、新聞紙や雑がみなどのリサイクル可能な紙資源がなお13%を占めており、紙資源リサイクルの取組みをさらに強化する必要があります。

このため、家庭での紙資源の分別については、これまで実施してきた「雑がみ 分別運動」をさらに強化することで、雑がみの分別の徹底を図ります。また、事 業所から出る紙資源の分別徹底を呼びかけ、紙資源リサイクルを推進します。

ア. 「雑がみ」分別運動の強化

スーパーやドラッグストアなどの民間回収拠点では、紙資源を回収する場所としての表示はされていますが、「雑がみ」も回収できることが分かりにくい場所もあります。このため、県民に対して民間回収拠点をさらに周知するとともに、民間回収拠点でも、雑がみも回収可能だと一目で分かる表示を行うことにより、回収場所の「見える化」を推進します。

また、県民に雑がみを紙資源として認識してもらい、分別運動をさらに広めていくためには、大人はもちろん、子どもへの意識づけもとても重要です。このため、保育所等でのごみ分別クイズの実施や、小中高生へのパンフレットの配布に加え、雑がみがどのような紙製品にリサイクルされるのか理解しやすい教材を出前講座で活用するなど、幼児から大人まで各年代に応じた普及啓発を実施することにより、雑がみ分別の実践を促進していきます。

イ、事業所の紙資源の分別リサイクルの推進

事業所から出るシュレッダー紙などは、リサイクルが可能であるにも関わらず多くの事業所で燃やせるごみとして排出されています。

このため、紙資源の分別状況に関する調査などを通じ、紙資源の分別を積極的に行っている事業所を優良事例としてまとめ、各市町・商工会議所・商工会と連携し啓発を実施します。また、産業廃棄物の排出事業者に対する研修会などで啓発を実施し、事業所での紙資源の分別やリサイクルを推進します。

③プラスチックごみ対策の強化









プラスチックは、わたしたちの生活を便利にしてきた素材ですが、ポイ捨てな どにより、プラスチックごみが海洋へ流出し、生態系や生活環境、漁業、観光な どに悪影響を及ぼしています。

本県では、国が令和元年5月31日にプラスチック資源循環戦略を策定したこ とを受け、プラスチックごみの削減および海洋へのプラスチックごみ流出を防止 するため「ふくいプラスチックスマートキャンペーン」を実施しています。

このキャンペーンでは、マイボトル運動、マイバッグ持参運動、ポイ捨て防止 対策などを市町と連携しながら展開しており、これらの運動の拡大や、対策の強 化を進めていきます。

ア、プラスチックごみのリサイクル推進

レジ袋などのプラスチック製容器包装は、各市町で分別収集・リサイクルさ れていますが、バケツなどのプラスチック製品は、可燃ごみや不燃ごみとして 回収され、焼却や埋立てにより処分されています。

プラスチックごみのリサイクルをさらに推進していくため、国は、プラスチ ック資源循環戦略に基づき、令和4年度を目標に、全市町村においてプラスチ ック製容器包装とプラスチック製品を「プラスチック資源」として一括回収す る仕組みづくりを進めています。

県内市町において一括回収への移行を円滑に進めていくため、国の動向を注 視しながら、ごみ減量化推進部会で課題や対策を検討し、一括回収の体制を整 備していきます。

イ、使い捨てプラスチック使用を最少限とするライフスタイルへの変革を推進

使い捨てプラスチックを極力使わない生活を普及していくため、マイボトル 運動の拡大や、プラスチックごみ削減の取組みの紹介を通じて実践活動を奨励 し、新しいライフスタイルへの変革を推進していきます。

(ア) マイボトル運動の拡大

本県では、ペットボトルなどの使い捨て容器に替わり、水筒やタンブラー などの繰り返し使える容器の利用を推進する「マイボトル運動」を展開し、購 入した飲料を持参したマイボトルなどに入れてもらえる県内の喫茶店やコン ビニなどを「マイボトル運動協力店」として紹介しています。協力店舗数のさ らなる拡大を図り、県民がマイボトルを利用しやすい環境づくりを進めてい きます。

また、マイボトル運動に積極的に取り組む企業・団体などを「マイボトル運 動推進サポーター」として認定し、サポーターと連携・協力しながら、県民の マイボトル利用促進を図っていきます。

(イ) 脱プラスチック生活の取組み推進

マイバッグの持参や洗剤などの詰め替え用製品の購入、量り売りによる購入など、プラスチックごみ削減の取組事例を紹介し、実践活動を推進することを通じて、県民への脱プラスチック生活の意識付けを図ります。

また、令和2年7月にレジ袋の有料化が義務化されたことを受け、さらにマイバックの持参を推奨していくとともに、イベントでの使い捨てプラスチック製容器の使用を削減するなど、使い捨てプラスチックを極力使わないライフスタイルへの変革を図っていきます。

ウ. ポイ捨て防止対策の推進

海洋プラスチックごみについては、陸域で発生したごみが河川等を通じて海域に流出していることも多いことから、ポイ捨てや不法投棄の防止の徹底を図っていく必要があります。

本県では、ポイ捨てや不法投棄の防止に向けて、市町や警察など関係機関と 連携し、監視やパトロールを実施しています。

また、令和元年度より、ドライバーに対してポイ捨ての防止を呼びかけるキャンペーンの実施や、ポイ捨て防止に取組む事業所を「ポイ捨てゼロ宣言登録事業所」として登録し、ポイ捨て防止の啓発活動を実施しています。

ドライバーに対する啓発を強化するとともに、ポイ捨てゼロ宣言登録事業所を拡大し、積極的に環境美化活動に取り組む事業者との連携を通じて、海洋プラスチックごみの発生抑制に取り組んでいきます。

(3) 重点施策以外の施策

ア、リペア・リユースの推進

まだ使えるのに不要になってしまったものを互いに譲り合ったり、壊れたものを修理して長く使うことで、ごみを減らすことができます。

ものを修理したり、誰かに譲ることで大切に使い続けるという意識を高め、 リユースを実践する団体を支援することで、ものが大事に使われ、無駄になら ない社会づくりをより一層推進していきます。

(ア) リペアの推進

ものを修理しながら長く大切に使い続けることはとても大切なことであり、 実践を推進していく必要があります。このため、身近なところにありながら、 県民に知られていない、または、どんな修理(リペア)ができるかわからない ために利用されていない「まちの修理屋さん」の情報を、イベントなどを通じ て紹介し、利用を促進していきます。

また、簡単な故障なら自分で修理できるよう、イスや棚などの修理技術を習得できる講座の活用を促進するなどして、県民の「修理する文化」を醸成していきます。

(イ) リユースの推進

私たちの周りには中古品の売り買いができるリユースショップや、不要となった衣類などを引き取ってくれる販売店などが数多くあります。さらに、民間事業者がスマートフォンアプリ等を用いた中古品の売買ができるビジネスを展開するなど、手軽にリユースできる社会になってきています。これらのリユースショップやスマートフォンアプリ等の紹介を通じてまだ使えるものは捨てずにリユースするよう、県民への意識付けを推進していきます。

また、古本市やおもちゃ病院などのリユース行事を実施する民間団体をさらに拡大していくため、リユース行事を開催する担い手を養成する講座の開催や、リユース行事を開催する団体を支援するとともに、このような民間団体が一堂に会する総合的なリユースイベントを開催し、活動を広く県民に紹介することで、多くの県民がリユースに触れる機会を創出していきます。

イ. 海岸漂着物対策の推進 🚳 🥦



本県には、約415kmにも及ぶ海岸線があり、その約92%が自然環境の保護と快適な利用を推進すべき区域である国定公園に指定されています。

毎年冬から春先にかけて陸域や海外から多くのごみが漂着しており、本県の 美しい海岸線の良好な景観や環境を守るため、漂着ごみの回収・処理を円滑に 行っていく必要があります。

このため、平成22年度に「福井県海岸漂着物対策指針」を策定し、県、海岸管理者、市町、民間団体等が協力しながら、国の補助金を活用して海岸漂着物の円滑な回収・処理を行っています。

しかし、指針の策定から10年が経過し、国においても令和元年5月に海岸漂着物の発生抑制の強化などを内容とする「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の変更を行ったことから、本県においても、市町や民間団体等との連携を密にして情報共有を図りながら、近年の海岸漂着物の実態を踏まえて指針の見直しを行い、海岸漂着物の回収・処理をさらに円滑に進めていく体制を整備していきます。

4 災害廃棄物への対応

(1) 災害廃棄物対策

①対策の必要性

自然災害により生じた廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)は一般廃棄物であることから、平成16年の福井豪雨災害では市町が主体となって処理が実施されました。

しかし、平成23年の東日本大震災を始め、近年、毎年のように地震災害や豪雨災害が発生しており、大量の災害廃棄物の処理が必要となっています。令和元年東日本台風における長野県の災害廃棄物処理では、仮置場が遠く、住民への周知が不十分であったことから勝手仮置場が発生し、災害廃棄物が分別されずに排出されたことや、市町の処理能力を超えた大量の災害廃棄物が発生し、長野県内だけでは処理が困難であったことなどの課題が見受けられました。

本県でも、災害廃棄物が大量に発生した場合に備え、県と市町が連携し、平時から災害廃棄物対策を講じる必要があります。

②県の取組

県では、近年発生している大規模災害や、令和元年東日本台風での課題を踏まえ、発災後にとるべき対策や手順、平時に備えておくべき事項について整理したマニュアルを作成し、市町に提供して同様のマニュアルを作成するよう促しています。

また、市町で洪水浸水想定区域図を元に作成を進めている洪水ハザードマップの結果などを踏まえ、災害廃棄物発生量や仮置場必要面積などを推計し、市町と 共有することで、仮置場候補地の十分な確保を促していきます。

さらに、災害廃棄物処理計画を策定していない市町に対して必要な情報提供や助言等により策定を促すとともに、国、地方公共団体、関係団体と協力・連携しながら、大規模災害に備え、広域処理も含め適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の整備を進めていきます。

福井豪雨災害における災害廃棄物処理

福井豪雨災害では、泥だらけになった家財道具、被災家屋の解体廃棄物、堆積土砂、漂着流木などの災害廃棄物が大量に発生し、福井市では約2万トンもの災害廃棄物が発生したため、他自治体の協力を得ながら半年間かけて処理しました。

分別収集された災害廃棄物も一部ありましたが、多くは分別されずに排出されたため、その後の分別に莫大な労力と費用、時間を要しました。このことから、災害廃棄物の収集にあたっては、粗大ごみ、可燃物、不燃物、家電製品等の区分により、家庭等が排出する時点からできるだけ分別することが重要です。

(2) 災害廃棄物処理の指針

本計画において、国の「災害廃棄物対策指針」や「廃棄物処理法」に基づく基本方針を踏まえ、災害対策基本法に基づく「福井県地域防災計画」等と整合を取りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うための指針を以下のとおり定めます。なお、本県で災害が発生した場合、災害廃棄物の処理は本指針やマニュアル等に基づいて実施しますが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとします。

①基本的な考え方

災害発生時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的に災害廃棄物が 大量に発生し、かつ避難所等からは多量の生活ごみが排出されることが想定され ます。

災害廃棄物については、国、地方公共団体、事業者がそれぞれの役割に基づき、連携・協力して、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。また、発災直後から極力分別するとともに、積極的な再生利用等により、廃棄物が極力減量化されるよう努めます。

②対象とする災害

対象とする災害は、「地震」「津波」「水害」とします。

なお、地震および津波については、「福井県地域防災計画」で想定されている 地震、津波を対象とします。また、水害については、市町の洪水ハザードマップ で想定する水害を対象とします。

|--|

	福井平野東縁断層帯地震	浦底―柳ヶ瀬山断層帯地震
規模	M7.6	M7. 2
最大震度	7	7
震度分布	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町	敦賀市

想定する津波

	野坂、Bおよび		若狭海丘列付	佐渡島北方沖
	大陸棚外縁断	断層	近断層	断層
	層			
規模	M7. 28	M7. 44	M7. 63	M7. 99
最大津波高	4. 51 m	7.89m	8.68m	5. 32 m

③災害時に発生する災害廃棄物

災害廃棄物は、災害によって発生する廃棄物および被災者や避難者の生活に伴 い発生する廃棄物とします。

災害時に発生する廃棄物の種類

	1年 地震	火音時に先生する廃棄物の種類
	種類	内容
	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できな
	E. 11111	くなったもの
		分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチ
	不燃物/	ック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物
	不燃系混合物	(※)等)などが混在した、おおむね不燃系の廃棄物
		※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸
		上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
災	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
害		被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥
(C		機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用
	一	できなくなったもの
		※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
生	· - · - ·	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品
する	その他家電	
廃	 	
棄		
物		
	険物	
	その他適正処理	
	が困難な廃棄物	もの、漁網、石こりホード、廃船舶など
హ	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
難	辞帯示デッ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多
所	世幾別しか	い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
7		仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレおよび
か	し尿	他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)
干		等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。
災害により発生する廃棄物 避難所ごみ等	金属くず 廃家電(4品目) 小型家電/ その他家電 腐敗性廃棄物 有害廃棄物/ を 験物 廃自動車等 その他が困難な との地が困難ない。 との地が困難ない。 とのといる。 とのといる。 とのといる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。	鉄骨や鉄筋、アルミ材など 被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う 被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料および製品など 石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロコチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光ノネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物類 自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。 ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難だもの、漁網、石こうボード、廃船舶など 家庭から排出される生活ごみ 避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。 仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレおよる他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称

[※] 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

4関係機関の役割

ア. 市町の役割

災害廃棄物は、原則一般廃棄物であることから、市町が処理の責任を担います。また、県内他市町または県外で大規模な災害が発生した場合は、被災地域や地方公共団体からの要請に応じて、被災地域へ人材および資機材提供等の支援を行うとともに、災害廃棄物の広域処理に協力します。

(ア) 平時に検討すべき事項

市町は、災害廃棄物処理計画を策定し、以下の項目を中心に災害廃棄物処理対策を検討しておくことが必要です。

- ○災害時の組織体制、指揮命令系統および連絡体制の整備
- ○自治体や消防、警察等との協力・支援体制の構築
- ○ごみ処理施設の補修体制の整備
- ○仮設トイレの備蓄等、し尿処理体制の確保
- ○有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策
- ○災害の種類(地震・津波・水害)に応じ、十分な大きさの仮置場候補地 の選定・受け入れ可能な最終処分場の確保

仮置場候補地の選定に当たっては以下の項目に考慮して検討する必要 があります。

- ・候補地が公有地の場合、自衛隊の野営地、仮設住宅、被災自動車の 保管場所などへの利用も想定されるため、十分な事前調整の実施
- ・公有地が不足するなど、やむを得ず私有地とする場合は、貸与・返 却時における事前のルールの設定
- ・大型車両が通行可能であることや、交通渋滞を招かないような収集運搬ルートの確保

○住民等への啓発・広報の実施

平時の分別意識が災害時にも活きてくるため、以下の事項について住民 の理解を得るよう日頃から啓発等を実施します

- ・仮置場の必要性
- ・災害廃棄物の分別・排出方法
- ・便乗ごみ(災害廃棄物の回収に便乗した災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ・危険物等)の排出、混乱に乗じた不法投棄および野焼き等の不適正な処理の禁止
- ○廃棄物の種類ごとの処理方法や分別手順
- ○有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

(イ) 災害発生時に実施すべき事項

市町は、災害廃棄物の処理にあたり、以下の事項を実施します。

- ○組織体制・指揮命令系統の確立
- ○被災状況等の情報収集および県への情報提供
- ○廃棄物処理に必要な資機材や人員などの支援についての検討
- ○ごみ処理施設や収集運搬ルートの被害状況の確認および必要に応じて ごみ処理施設の補修を実施し、廃棄物を処理
- ○仮設トイレ等の設置およびし尿処理
- ○廃棄物の収集運搬体制の整備
- ○被害状況を踏まえた災害廃棄物発生量・処理可能量の推計
- ○被害状況等を踏まえた処理スケジュールの検討
- ○災害廃棄物発生量をもとに仮置場の必要面積を推計し、仮置場を設置
- ○火災防止などに留意した仮置場の運営・管理
- ○有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策
- ○相談窓口の設置
- ○地域住民やNPO・ボランティア等への啓発・広報

イ. 県の役割

県は、市町、近隣他県、国および事業者団体等との間で支援および協力体制を整えるなど、廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担います。ただし、地震や津波、水害により甚大な被害を受けた市町が、自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14(事務の委託)の規定により、他の地方公共団体に事務を委託することができるとされており、必要により県が処理主体となり、直接廃棄物処理を担う場合があります。また、県は災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるように、国に対して関係法令に基づく特別措置、財政支援措置を要請します。

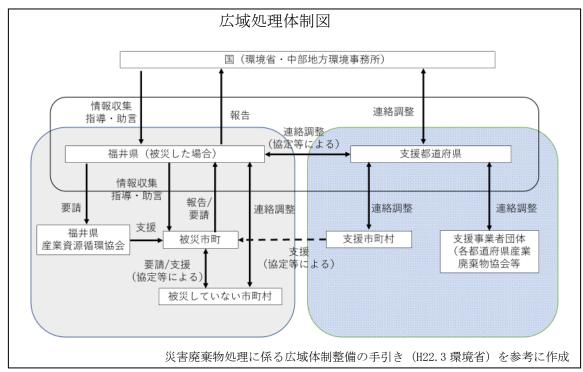
(ア) 平時に検討すべき事項

全市町に災害廃棄物処理計画の策定を求めるなど、市町の災害廃棄物処理対策の強化を図りつつ、以下の項目を中心に対策を実施していきます。

○広域的な処理の検討

災害が発生した場合、県は市町からの支援ニーズを把握するとともに、市町の災害廃棄物の収集運搬・処分体制を整備するための助言等を行います。市町での処理が困難な場合は、県内市町への協力要請や、一般社団法人福井県産業資源循環協会に対し、協定に基づく協力要請をするなどして、県内における広域的な処理体制を確保します。

県内での処理が困難な場合は、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に 基づき、国や他県と調整しながら中部ブロック内での広域的な処理体制を構築 します。場合によっては、防災部局と協議の上、協定等に基づき、他都道府県 に対し支援要請を行うことも検討する必要があります。



- ○市町の仮置場候補地の選定や最終処分場の確保に関する助言
- ○処理困難な災害廃棄物の受入先の確保

(イ) 災害発生時に実施すべき事項

災害発生時には平時に検討した手順に従い、以下の事項を実施します。

- ○組織体制・指揮命令系統の確立
- ○被災状況等の情報収集
- ○市町で処理できない場合、広域的な支援体制の構築
- ○市町の災害廃棄物発生量や仮置場必要面積の集計結果を取りまとめ、県 全体の発生量や必要面積を算出
- ○災害廃棄物処理の実施(市町から事務委託があった場合)

ウ. 国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を担います。まず、中部地方環境事務所が中部ブロックにおける調整を行い、中部ブロックを超えた支援が必要な場合は環境省および中部地方環境事務所が調整を行います。

エ. 事業者の役割

県と災害時の協力体制等について協定を締結している事業者は、県の要請に 応じて速やかに支援等に協力します。

なお、一般社団法人福井県産業資源循環協会は、平成21年1月27日に「大 規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を県と締結していま す。この協定に基づき、同協会は県からの要請により、災害廃棄物の撤去、収 集運搬、処分について協力することになっています。

5 一般廃棄物の減量化等の目標

(1) 一般廃棄物の目標

	平成 30 年度	令和7年度	令和7年度
	実績	予測値	目標値
① 総 排 出 量	259 千トン	248 千トン	231 千トン
(1人1日当たり排出量)	(903 g)	(922 g)	(858 g)
② 最 終 処 分 量	29 千トン	28 千トン	24 千トン
③ リ サ イ ク ル 率	18.6%	20.8%	21.0%

[※]令和7年度予測値は、平成25年度から平成30年度までの実績に基づき推計し、1人1日 当たり排出量は、令和7年度総排出量予測値を令和7年度の推計人口で除して算出

目標設定に当たっては、国の第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定、以下「循環基本計画」という。)に掲げる目標や県の実績を参考にすることとします。

① ごみ排出量

循環基本計画では令和7年度の一般廃棄物の排出量について、平成30年度 排出量に対し89%に減少させることとしています。

本県の令和7年度の総排出量についても国と同様に平成30年度の総排出量に対し89%に減少させることとし、23万1千トンを目指します。

また、1人1日当たり排出量は、令和7年度の総排出量目標値を令和7年度の推計人口で除した858gを目指します。

【総排出量および1人1日当たり排出量の算定】

- ・国の総排出量の削減率(令和7年度総排出量÷平成30年度総排出量) 3,800万トン÷4,272万トン≒89%
- ・県の総排出量の目標値(平成30年度総排出量×89%)259,298トン×89% ⇒ 231,000トン
- ・県の1人1日当たり排出量の目標値(令和7年度総排出量目標値÷推計人口(※)÷365)
 231,000トン÷737,898人÷365日≒858g
 (※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)

② 最終処分量

循環基本計画では令和7年度の最終処分量について、平成30年度最終処分量に対し83%に減少させることとしています。

本県の令和7年度の最終処分量についても国と同様に平成30年度の最終処分量に対し83%に減少させることとし、2万4千トンを目指します。

【最終処分量の算定】

- ・国の最終処分量の削減率(令和7年度最終処分量÷平成30年度最終処分量) 320万トン÷384万トン≒83%
- ・県の最終処分量の目標値(平成30年度最終処分量×83%) 28,544トン×83%≒24,000トン

③ リサイクル率

平成25年度から平成30年度までの増加率1.6ポイントの年平均0.3 2ポイントの7年分である2.24ポイントを平成30年度の18.6%から引き上げることとし、21.0%を目指します。

(2) 食品ロス削減に関する目標

目標設定に当たっては、循環基本計画と「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2年3月閣議決定、以下「基本方針」という。)に掲げる目標や県の実績を参考にすることとします。

① 食品ロス量

	平成 30 年度 推計値	令和7年度 目標値
食品ロス量	31 チトン	28 千トン

令和7年度の一般廃棄物の総排出量目標値を平成30年度の89%に減少させることから、令和7年度の食品ロス量も平成30年度の89%に削減することとし、28,000トンを目指します。

【食品ロス量の算定】

- ・平成30年度の推計値(総排出量×食品ロスの割合) 259,298トン×12%≒31,000トン
- ・食品ロス量の目標値(平成30年度食品ロス量×89%) 31,000トン×89%≒28,000トン

② 食品ロス削減に取り組む人の割合

	令和 2 年度 調査	令和 7 年度 目標
食品ロス削減に取り 組む人の割合	78.5%	85.0%

国の基本方針では、食品ロス削減に取り組む人の割合(平成30年度調査: 71.0%)を令和12年度に80%とすることとしています。

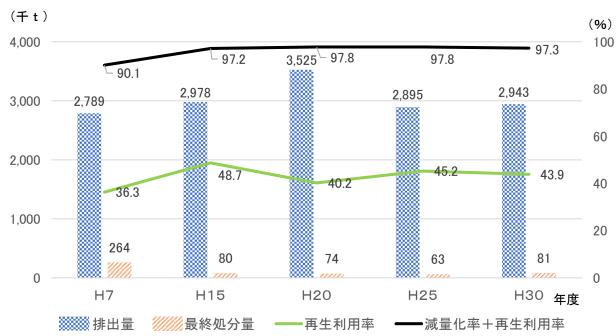
本県の令和2年度調査では、取り組む人の割合は78.5%となり国の調査より高いことから、令和7年度は85%を目指します。

Ⅲ 産業廃棄物について

廃棄物処理法においては、事業者の経済活動等により発生した産業廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされています(廃棄物処理 法第11条)。

産業廃棄物の排出量は、製造品出荷額等に連動する傾向にあり、年度ごとに増減します。また、近年では、排出された産業廃棄物の97%は、排出する事業者あるいは産業廃棄物処理業者※により脱水や焼却などの減量またはリサイクル(再生利用)が行われ、残った燃え殻等が最終処分場で埋立処分されています。

本計画では、産業廃棄物に係る現状と課題および今後推進すべき施策について、県の方針を明らかにしています。本計画に基づき、排出事業者、処理業者、行政それぞれが産業廃棄物の排出抑制や再生利用、適正処理を進めていきます。



排出量等の推移

(福井県産業廃棄物実態調査)

※ 産業廃棄物処理業者とは、産業廃棄物の収集運搬を行う収集運搬業者および焼却、破砕、 埋立等の処分を行う処分業者を指し、いずれも廃棄物処理法による許可が必要です。

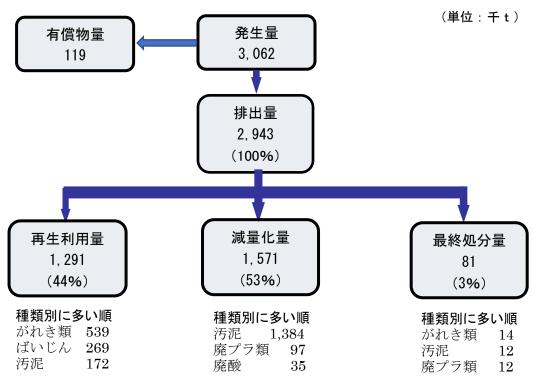
1 産業廃棄物の現状

(1)排出量等の状況

平成30年度の産業廃棄物の排出量は294万3千トンで、その内、再生利用された量が129万1千トン(44%)、脱水等により減量化された量が157万1千トン(53%)、最終処分(埋立)された量が8万1千トン(3%)となっています。 再生利用される廃棄物で最も多いものは、がれき類の53万9千トン、減量化される廃棄物で最も多いものは、汚泥の138万4千トン、最終処分される廃棄物で最も多いものが、がれき類の1万4千トンとなっています。**

処理処分の状況(平成30年度)

令和元年度福井県産業廃棄物実態調査結果



【用語】

発生量………事業場内で発生した産業廃棄物の量。有償物量を含む。

有償物量……他社に有償で売却した量

排出量………事業場内で発生した産業廃棄物のうち、有償で売却できなかった量

再生利用量……埋立処分されることなく、他の用途に再利用された量

(例:破砕後のがれきを道路の路盤材等に使用)

減量化量……脱水・焼却等により減量化された量

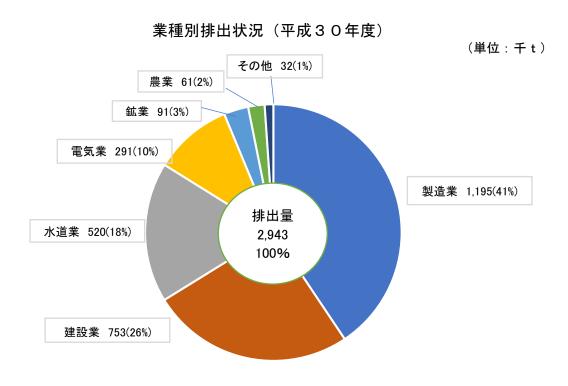
最終処分量……再生利用されることなく、埋立処分された量

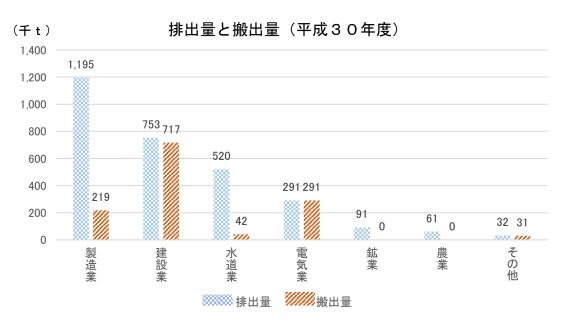
※ 中間処理等による廃棄物の種類の変化は考慮しない (例: 汚泥が焼却により減量化され燃え殻となった場合など。排出段階では汚泥であり、最終処分場で燃え殻として埋立処分が行われたとしても、汚泥の埋立処分として整理)

(2)業種別の排出状況

産業廃棄物の業種別排出状況では、製造業から排出される廃棄物が119万5千トンで、全体の41%と最も多く、次いで建設業が75万3千トンで26%、水道業(主に下水道事業)が52万トンで18%となっています。これら3業種から、全体の約8割の廃棄物が排出されています。

また、製造業、水道業、鉱業では、事業場内での脱水等により減量化される汚泥の割合が高いため、排出量に比べて搬出量が少なくなっています。





※搬出量・・・・ 産業廃棄物の排出事業者が、産業廃棄物処分業者に対する廃棄物の委託 処理などにより、事業場外に搬出した量

(3)業種別の処理状況

再生利用率を業種別に見ると、建設業、電気業、農業ではおおよそ90%を超えています。建設業ではがれき類が破砕後に建設資材等に、電気業ではばいじんがセメント原料等に、農業では家畜のふん尿がたい肥として、再生利用されています。一方で、製造業、水道業、鉱業では、事業場内での脱水等により減量化される汚泥の割合が高いことから、減量化率が高くなっています。

業種別処理状況(平成30年度)



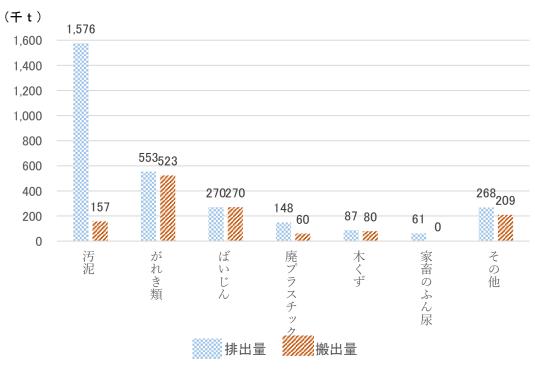
(4)種類別の排出状況

産業廃棄物の種類別排出状況では、汚泥が157万6千トンで、全体の54%と最も多く、次いでがれき類が55万3千トンで19%、ばいじんが27万トンで9%となっています。これら3種が排出量全体の約8割を占めています。

また、汚泥は、事業場内で脱水等を行うことで減量化される割合が高いため、 排出量に比べ、搬出量が少なくなっています。

種類別排出量内訳(平成30年度)

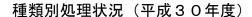


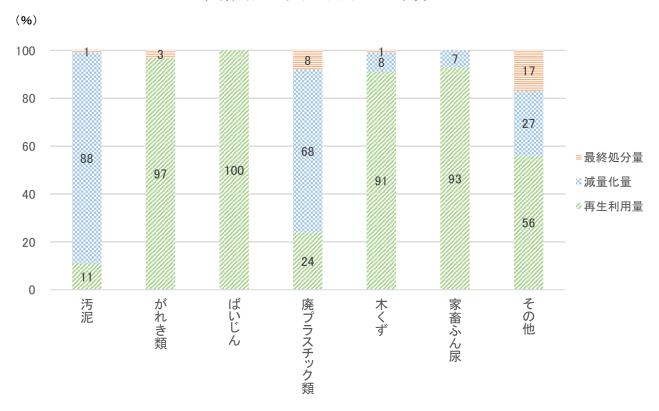


(5) 種類別の処理状況

再生利用率を種類別に見ると、がれき類、ばいじん、木くず、家畜のふん尿は90%を超えています。がれき類は建設資材等、ばいじんはセメント原料等、木くずはボイラー燃料等、家畜のふん尿がたい肥等として、再生利用されています。

一方で、汚泥、廃プラスチック類は、脱水、乾燥、焼却処理等により減量化率が高くなっています。



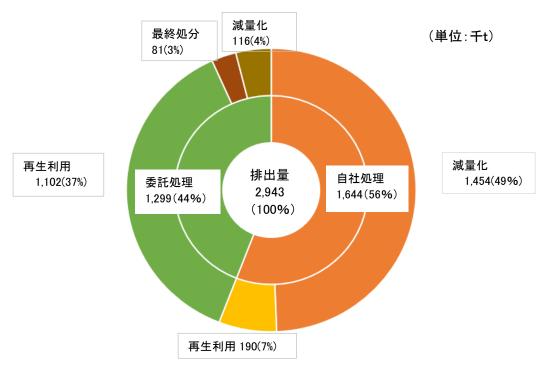


(6) 委託処理の状況

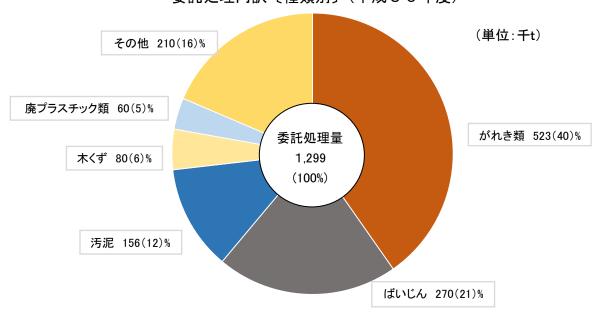
排出された産業廃棄物のうち56%は排出事業者が自ら処理を行い、主に脱水による減量化などが行われ、残り44%について、産業廃棄物処分業者に対し委託処理され、主に再生利用されています。

また、委託処理される産業廃棄物を種類別に見ると、がれき類が全体の40%と最も多く、次いでばいじんが21%、汚泥が12%となっており、これら3種が委託処理量全体の約7割を占めています。

処理主体別内訳〔自社処理・委託処理〕(平成30年度)



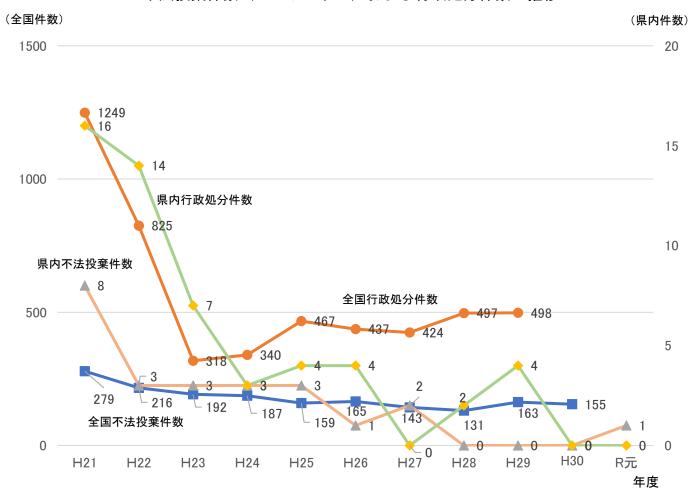
委託処理内訳〔種類別〕(平成30年度)



(7) 不法投棄等の状況

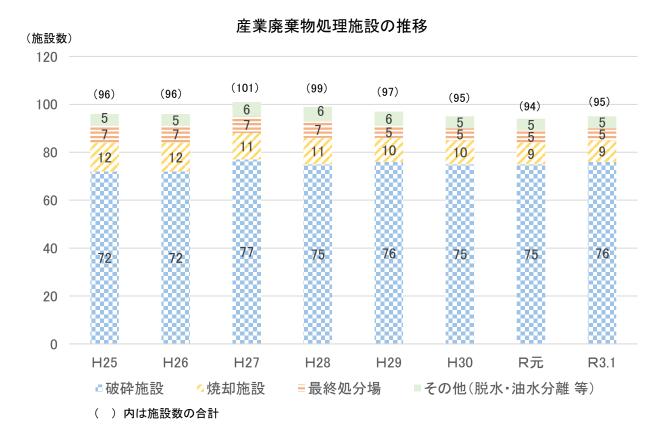
本県において、平成21年度以降、産業廃棄物の不法投棄件数(10トン以上) および行政処分件数は減少傾向であり、近年は低い水準で推移しています。また、 全国的にも同様の傾向となっています。

不法投棄件数(10トン以上)および行政処分件数の推移

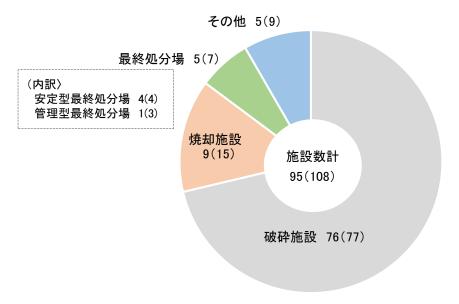


(8) 処理施設の状況

県内の令和3年1月末現在の産業廃棄物処理施設は、95施設(自社処理施設を除く)あり、主なものはがれき等の破砕施設、廃プラスチック等の焼却施設および最終処分場です。



産業廃棄物処理施設の内訳(令和3年1月末現在)



※ ()内は自社処理のみを行う施設を含む数

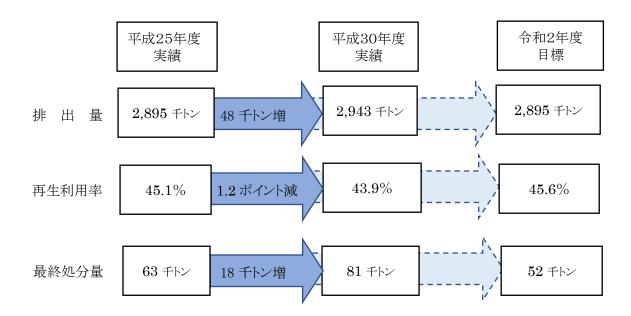
2 前回計画の評価

(1)目標数値の達成状況

前回計画では、令和2年度の達成目標を、排出量289万5千トン、再生利用率45.6%、最終処分量5万2千トンと設定しました。

これに対し、平成30年度の実績をみると、排出量294万3千トン、再生利用率43.9%、最終処分量が8万1千トンとなっており、いずれも、現在のところ、目標達成に至っていません。

なお、排出量が目標値を上回っている主な要因は、県内の大型公共事業から排出 された産業廃棄物の増加であり、再生利用率が目標値を下回っている主な要因は、 家畜の糞尿など、再生利用される割合が高い廃棄物の排出量が減少したためです。



(2) 前回計画の進捗状況

前回計画では、「Reduce(ごみの発生抑制)と適正処理の推進」、「Recycle (ごみの再資源化)の推進」、「Refine (事業者の優良化)の推進」、「不適正処理の防止」、「安定した処理体制の確保」を重点施策として、ごみの発生抑制やリサイクルを推進してきました。その進捗状況は以下のとおりです。

① Reduce (ごみの発生抑制) と適正処理の推進

ア、多量排出事業者による自主的な減量化対策の推進

・年間500トン以上の多量排出事業者に対して、減量化計画と実績の提出を 求めるとともに、減量化のための研修会を実施しました。 【減量化計画、実績報告提出事業者数 219業者(令和2年3月末)】 【研修会参加事業者数(累計) 384業者(平成28年度~令和元年度)】

イ、中小規模排出事業者に対する廃棄物適正処理指導の充実

・中小規模排出事業者に対して、廃棄物の減量化と適正処理の研修を実施しま した。

【受講者数(累計) 1,371業者(平成28年度~令和元年度)】

② Recycle (ごみの再資源化) の推進

ア. 「発酵乾燥方式」による下水汚泥の新たなリサイクルの事業化

・固形燃料化しない下水道汚泥のリサイクル処理**が進捗してきたことから、 民間事業者によるリサイクル処理推進へ方針を転換しました。

【県内下水道汚泥のリサイクル率 84.5% (令和2年3月末)】 ※肥料、セメント原料、建設資材の製造

イ、企業に対するリサイクル事業者紹介制度の実施

・リサイクル業者毎の受入可能な廃棄物等の情報をデータベース化し、県ホームページに掲載し、周知しました。

【掲載業者数 35業者(令和3年1月末)】

ウ. 県認定リサイクル製品の普及

- ・ 県発注工事の特記仕様書に、認定製品の率先利用等を明記し、公共工事等で の使用を推進しました。
- ・フクイ建設技術フェア等のイベント出展、排出事業者向け研修等で認定製品 を広報しました。

【認定製品数 41製品(令和3年1月末)】

③ Refine (事業者の優良化) の推進

ア. 優良な廃棄物処理事業者の育成

・研修等を通じ、「優良産業廃棄物処理事業者」認定制度を処理業者および 排出事業者に周知し、優良認定の取得と認定業者の活用を促しました。

【認定数 69業者 (平成28年3月末) →105業者 (令和3年1月末)】

イ. 優良な処理業者等の積極的評価

・産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの優良な取組みを行っている産業廃棄物 処理業者に対し、表彰を実施しました。

【循環型社会形成推進功労者表彰(知事表彰) 1件(平成30年度)】

④ 不適正処理の防止

- ・廃棄物処理施設、処理業者等への計画的な立入検査を実施しました。
- ・休日・夜間・早朝を含む定期的な監視パトロールを実施しました。
- ・廃棄物運搬車両に対する隣県との共同路上検査を実施しました。 【検査実施回数 年4回(令和元年度)】
- ・不法投棄の未然防止や行為者の特定のために、重点監視地域に監視カメラを 設置しました。

【監視カメラ設置数 32台(令和3年1月末)】

・監視体制の強化のため、市町、県土木事務所等職員に立入検査権限を付与 しました。

【対象職員数 市町59名、県122名(令和2年5月末)】

⑤ 安定した処理体制の確保

ア. 福井県産業廃棄物処理公社の運営方針

- ・焼却施設については、設置から37年が経過し、施設の老朽化が進んだことから、令和元年12月に廃止しました。
- ・管理型処分場については、令和2年9月に運営を開始した民間処分場の処理 状況等を踏まえ、増設の必要性を検討しています。
- ・安定型処分場については、十分な残余容量があることから、埋立処分を継続 しています。

イ、地域に貢献する廃棄物処理事業への支援

・廃棄物処理施設の重要性に対する地域住民の理解促進を図るため、施設見学 会の開催や処理業者が行う地域貢献への取組みを支援しました。

【施設見学会の実施 4回(平成30年度~令和元年度)】

【地域貢献型産業廃棄物処理施設等整備補助金 1件(令和元年度)】

(3) 今後の課題

県内における大型公共工事の進捗などの影響で、本県の産業廃棄物の排出量および最終処分量は増加しました。産業廃棄物の排出量は経済活動の動向に左右されることを踏まえ、引き続き排出事業者に対し産業廃棄物の排出抑制、再生利用および適正処理の推進に向けた取組みを促すことが必要です。

不法投棄などの不適正処理についても、監視の目を緩めると不適正処理を行う事業者が増加するおそれがあり、厳しい監視体制を継続することが必要です。

また、製造業や建設業など本県の円滑な経済活動を支えるためにも、引き続き安定した処理体制を確保することが必要です。

3 産業廃棄物の排出抑制、再生利用および適正処理の推進

(1) 基本的な考え方

産業廃棄物を適正に処理することは、製造業や建設業等本県の全ての経済活動を 支える重要な基盤です。

産業廃棄物の排出を可能な限り減らし(排出抑制)、排出した廃棄物は極力他の資源等に活用し(再生利用)、それでも残る廃棄物は、適正な施設で適正に処理することが、本県の経済活動を支え、本県の生活環境の保全に大きく貢献します。

本計画においては、全ての事業者が産業廃棄物の排出状況に応じて排出抑制、再 生利用および適正処理の取組みを行うとともに、産業廃棄物処理業者が技術の向上、 環境保全、地域貢献、情報発信などの取組みを行うことを目指し、以下の重点施策 を実施します。

① 排出抑制、再生利用および適正処理の推進







産業廃棄物の排出抑制、再生利用および適正処理の推進に向け、排出事業者や 処理業者の取組みが進む方策を実施します。

② 不適正処理の防止







不適正処理は依然としてなくならず、監視の目を緩めると増加に転じるおそれ もあることから、不適正処理防止の監視体制を継続します。

③ 事業者の優良化



産業廃棄物の適正処理をより一層推進するため、通常の許可基準より厳しい基準をクリアした優良認定産業廃棄物処理業者の育成や、排出抑制等に優れた取組みを行う事業者の評価など、事業者の優良化が進む方策を実施します。

④ 安定した処理体制の確保







産業廃棄物が適正かつ確実に処理されるよう、安定的な処理体制を確保していきます。

(2) 重点施策







① 排出抑制、再生利用および適正処理の推進

近年、本県の再生利用率と減量化率との合計は97%台の高い水準で推移しており、そのうち再生利用率は40~45%を占めています。今後もさらなる排出抑制、再生利用および適正処理を推進するためには、排出事業者の自主的な取組への支援を強化していくことが必要です。

		平成 7年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 30年度
排出量(千トン)		2,789	2,978	3,525	2,895	2,943
再生	利用率+減量化率(%)	90.1	97.2	97.8	97.8	97.3
	再生利用率(%)	36.3	48.7	40.2	45.2	43.9
	減量化率(%)	53.8	48.5	57.6	52.6	53.4
最終	処分量(千トン)	264	80	74	63	81

また、排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、自ら産業廃棄物を処理する場合は処理基準の遵守、委託処理を行う場合は委託契約書の作成やマニフェスト交付等の委託基準の遵守が必要です。

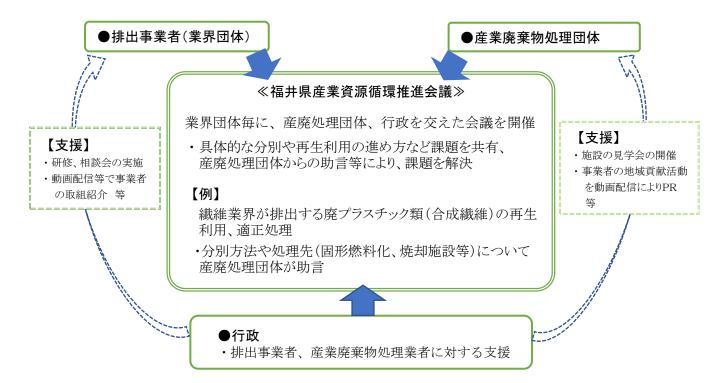
そこで、排出抑制や再生利用に係る自主的な取組が進み、法令に基づく適正処理が徹底されるよう、排出事業者等を支援するための施策を実施していきます。

ア. 業界団体、産業廃棄物処理団体、行政による「産業資源循環推進会議」の開催

産業廃棄物は、製造原材料や製造工程などの事業内容に起因して発生することから、その性状等は排出業界毎に様々です。

そこで、産業廃棄物を排出する事業者の業界団体、産業廃棄物処理団体 〔(一社)福井県産業資源循環協会〕および行政を交えた会議を開催し、廃プラスチック類の再生利用に適した分別方法など、各業界団体における具体的な課題を共有し、解決を図ることで、排出抑制、再生利用および適正処理を推進します。

[産業資源循環推進会議 イメージ]



イ. 多量排出事業者による自主的な排出抑制策の推進

県内約4万事業所のうち、年間500トン以上の産業廃棄物を排出する約200事業所が県内全体の産業廃棄物の約7割を排出している実態を踏まえ、これら事業所に対し、さらなる排出抑制を求めていきます。

(ア) 多量排出事業者による計画策定・実績報告

産業廃棄物の発生量が年間1千トン以上となる事業所を設置している事業者は、廃棄物処理法に基づき、廃棄物の処理計画の策定と実施状況の報告が義務付けられています。本県では、さらに年間500トン以上の産業廃棄物を発生する事業所を設置している事業者に対しても計画や実施状況の報告を求め、排出抑制・再生利用を推進します。

また、年間1千トン以上を排出する多量排出事業者については、処理計画および実施状況の報告内容をホームページ上で公表するほか、事業者による排出抑制への優れた取組みを研修等で紹介するなど、意識啓発を進めていきます。

(イ) 多量排出事業者に対する廃棄物排出抑制等に関する研修の実施

廃棄物の排出抑制等の推進を目的とした研修会を実施し、排出抑制や再生利用等への関心を高めるとともに、優良な取組事例の情報提供やリサイクル認定製品制度の紹介等を通じ、排出事業者の自主的な排出抑制を推進します。

ウ. 中小規模排出事業者(年間発生量500トン未満)に対する適正処理と課題 解決への支援

(ア) 産業廃棄物処理基礎講座の開催

中小規模の排出事業者に対し、「産業廃棄物処理基礎講座」を開催し、産業廃棄物の処理基準やマニフェスト制度等をわかりやすく解説するとともに、排出抑制事例等の情報提供も行い、適正処理や自主的な排出抑制を推進します。

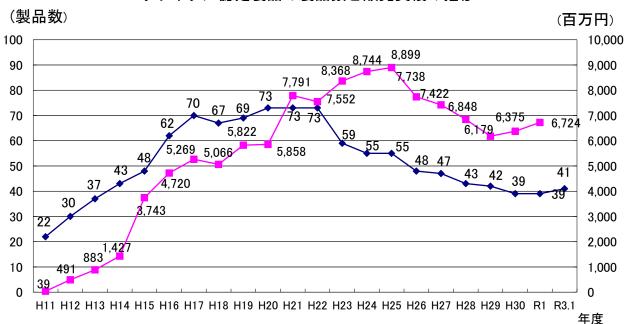
(イ) 個別相談会の開催

排出事業者の個々の実情に応じた、排出抑制や再生利用に係る課題解決に向けた具体的な助言が出来るよう、産業廃棄物処分業者や多量排出事業者における実務経験者等、専門家による相談会を開催し、排出事業者を支援していきます。

エ. 県認定リサイクル製品の普及

「福井県リサイクル製品認定制度」は、県民や事業者の方と共に循環型社会の形成を進めていくために、県内で発生した再生資源を利用し、県内で製造された一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し、PRを行ってリサイクル製品の利用を促進するものです。

令和3年1月末現在で41件が認定されており、今後も、排出事業者向け研修会や、各種イベント等による広報に加え、認定製品を利用する可能性のある公共事業発注機関や民間事業者等を対象とした説明会等を行い、製品の性能、品質や使用実績等を周知し、さらなる利用促進を図ります。



リサイクル認定製品の製品数と販売実績の推移

② 不適正処理の防止







平成21年度以降、投棄量が10トン以上の産業廃棄物の不法投棄件数は減少し、近年は低いレベルで推移していますが、10トン未満のものは依然として発生しています。また、行為者の半数近くが排出事業者となっています。

過去に敦賀市民間最終処分場で発生した大規模な不適正処理事案を教訓に、 引き続き監視や情報収集の体制を確保するとともに、関係機関とも連携しながら、 不法投棄等の不適正処理の防止、早期対応策を実施していきます。

不法投棄の発生件数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R1
10トン 以上	8	3	3	3	3	1	2	0	0	0	1
10トン 未満	7	1 6	1 0	1 4	1 1	4	7	4	7	8	8
計	1 5	1 9	1 3	1 7	1 4	5	9	4	7	8	9

不法投棄の行為者別の件数

		排出事業者	許可業者	行為者不明	合計
亚比01年库	10トン以上	17	5	2	24
平成21年度	10トン未満	45	7	44	96
~令和元年度	総件数(%)	62(52)	12(10)	46 (38)	120(100)

ア、充実した監視・指導体制の確保

監視の目を緩めることなく広域かつ網羅的な監視・指導を継続していきます。

- ○産業廃棄物処分業者等に対する定期的な立入検査、監視パトロールの実施
- ○市町職員を県職員に併任し、産業廃棄物処分業者等への立入検査権限を付与
- ○県警から出向した警察官が、不適正処理等に対する監視指導を実施
- ○市町と連携し産業廃棄物処分業者等への立入検査や合同パトロールを実施
- ○職員による休日・夜間・早朝を含む年間を通じた計画的な監視パトロールと 民間委託による監視パトロールを実施
- ○不法投棄重点監視地域等に監視カメラを設置 (令和3年1月末現在 32台設置)

イ. 不法投棄等への対応

地域住民からの幅広い情報収集や市町、警察、関係機関との緊密な情報交換に 努め、不法投棄等が発見された場合には、市町や警察と連携して迅速に対応しま す。また、地域住民等が行う不法投棄廃棄物の撤去活動を支援していきます。

- ○行政と森林組合、内水面漁協等で構成する不法処理防止連絡協議会を設置 し、情報交換や合同パトロール、不法投棄廃棄物の撤去事業を実施
- ○「不法投棄110番」(0776-20-0584)を設置し、県民からの情報提供や相談を受け付ける体制を整備
- ○自然公園管理協力員や鳥獣保護巡視員等の不法投棄等連絡員やポイ捨て ゼロ宣言登録事業所に対し、不法投棄等の情報提供を依頼

(令和3年1月末現在 連絡員535名、登録事業者185業者)

また、県境を越えた広域的な産業廃棄物の運搬に伴い、悪質・巧妙化する不 法投棄等の事案に対応するため、隣県と連携した広域監視体制や県警へリコプ ターによるスカイパトロールを継続して実施していきます。

- ○石川県との連絡会議における情報交換や合同越境監視パトロール(国道 364号線、157号線)の実施
- ○日本まんなか共和国(福井・岐阜・三重・滋賀)における情報交換の実施
- ○廃棄物運搬車両に対する隣県との共同路上検査の実施
- ○県警へリコプターによるスカイパトロールの実施

ウ. 敦賀市民間最終処分場の違法増設事案への対応

本県では、敦賀市樫曲地係で廃棄物最終処分業を行っていたキンキクリーンセンター㈱が、平成8年頃から平成12年までの間、無許可で管理型最終処分場の容量を変更し、許可容量の13倍を超える廃棄物の埋立が行われ、処分場からの浸出液が処分場直下を流れる木の芽川に漏出する事態が生じました。

この違法増設によって、生活環境保全上の支障のおそれが生じたことから、 県では平成14年から15年にかけて、覆土対策や木の芽川への漏水防止対策 等の応急対策を実施しました。さらに平成18年3月から、「特定産業廃棄物に 起因する支障の除去に関する特別措置法(以下「特措法」という。)」に基づき、 抜本対策事業を実施しています。

抜本対策事業では、浸出液の揚水等により木の芽川への汚水の流出防止を図りつつ、埋立地への水の注入や水処理施設の運転等による浄化を進めています。 これまでの対策により、水質は改善してきており、今後も生活環境保全上の支 障除去に向けて浄化を進めていきます。

③ 事業者の優良化



令和3年1月末で、産業廃棄物収集運搬業許可業者数は1,877、処分業許可業者数は140となっていますが、このうち遵法性や事業の透明性等、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良産業廃棄物処理業者*は105業者となっています。

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 3年1月末
収集運搬業者	1, 567	1, 595	1, 642	1, 666	1, 684	1, 735	1, 810	1, 877
処 分 業 者	150	143	141	137	138	138	140	140
優良産業廃棄物 処理業者数	49	58	69	80	93	98	105	105

産業廃棄物処理業者の推移(各年度末件数)

※ 優良産業廃棄物処理業者

遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組み、電子マニフェスト、財務体質の健全性について、一定の基準に適合している処理業者。廃棄物処理法に基づき、都道府県知事等が認定します。認定を受けると、産業廃棄物処理業の許可期間が5年から7年に延長されます。

「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及を図り、排出事業者が優良で信頼できる処理業者を選択しやすい環境を整備するとともに、排出抑制や再生利用に関する優良な取組みを広く紹介し、県内の産業廃棄物処理のレベルアップを図ることにより、適正処理を推進します。

ア. 優良な産業廃棄物処理業者の育成

(ア)優良産業廃棄物処理業者認定の取得支援

(一社)福井県産業資源循環協会と連携して、排出事業者や処理業者を対象 に優良産業廃棄物処理業者認定制度の手続きや認定のメリット等に関する研 修会を開催するなど、認定の取得を支援します。

(イ) 排出事業者に対する周知

排出事業者に対する講習会やホームページ等において、優良認定業者に委託処理することが環境に配慮した事業活動を行っているアピールポイントになること等のメリットを広く周知し、排出事業者に対し優良認定業者の優先活用を促していきます。

イ. 優良な処理業者等の積極的評価

(ア)優れた排出事業者および処理業者の表彰

産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理について、優良な取組みを行い、 優れた効果を上げた排出事業者や産業廃棄物処理業者を表彰するとともに、動 画配信や研修会等において、その取組みを広く紹介します。

(イ)優良認定業者へのインセンティブ

優良産業廃棄物処理業者認定制度については、現行の廃棄物処理法上の特例 以外に特例を付加するなど、優良廃棄物処理業者へのインセンティブを高める 方策を検討していきます。

④ 安定した処理体制の確保







産業廃棄物を適正に処理できるようにすることは、製造業や建設業等本県の経済活動を支える重要な基盤となるものです。そこで、地域住民の理解と信頼の下、適正かつ確実な中間処分や最終処分等を行うことができる産業廃棄物の処理体制の確保が重要となります。

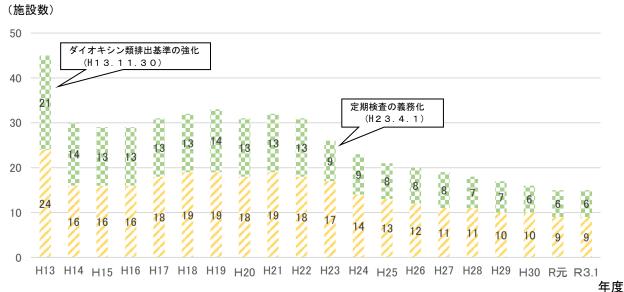
令和3年1月末現在、産業廃棄物処理業者数(処分業)は140業者、産業 廃棄物処理施設許可を受けた施設は95施設あり、昭和60年度当時の43業 者および66施設と比較すると、処理体制は充実しています。

また、令和2年9月から新たな管理型最終処分場が稼働を開始し、さらに大型の焼却施設の設置手続が進められており、県内における処理体制は充実していくことが見込まれます。

ア. 焼却処理体制

県内の焼却施設の数は、平成13年度のダイオキシン類排出基準が強化された際に大きく減少し、平成23年度以降も、法規制の強化や施設自体の老朽化等により、処理能力の小さい施設が徐々に減少しています。

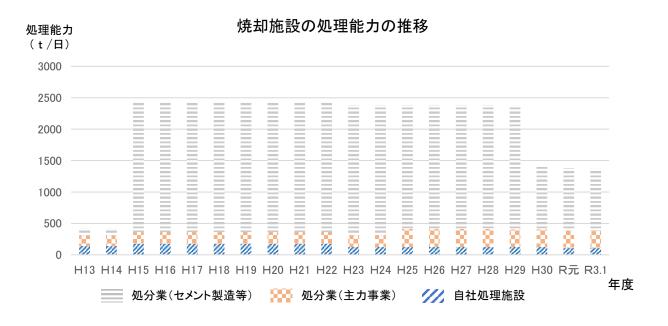
焼却施設数の推移



■■■自社処理施設 /// 処分業者

また、県内の焼却施設の処理能力を見ると、県内のセメント製造会社など、産業廃棄物の処分を主たる事業とはしていない事業者の処理能力が大きな割合を占めており、特に、平成30年度の処理能力の減少は、セメント製造会社の製造工程の変更に伴い焼却施設が廃止されたことによるものです。

一方、産業廃棄物の処分を主たる事業としている事業者の処理能力には、近年、 特に大きな変動はありません。



イ. 埋立処分体制

県内の最終処分場は、安定型最終処分場については、民間事業者が3施設、 (一財) 福井県産業廃棄物処理公社が1施設を運営しています。また、管理型 最終処分場については、令和2年9月より民間事業者1施設が運営を開始する 一方、県産業廃棄物処理公社が運営する1施設が、同年12月に受入を終了 しました。

最終処分場の状況

	安定型最終処分場**1	管理型最終処分場※2
	うち県産廃公社	
施 設 数	4 施設	1 施設
旭	1施設	1 旭叔
* 可 宏 县	$[1, 305, 465 \mathrm{m}^3]$	537, 241 m ³
許可容量	537, 000 m ³	557, 241 m
残余容量	236, 110m³	
次 示 谷 里	134, 824m³	_
残余年数	約 13 年	

※1 令和2年3月末時点、 ※2 令和3年1月末時点。

ウ、産業廃棄物処理業者に対する地域住民等の理解促進

産業廃棄物処理業者が、円滑に事業を継続していくためには、廃棄物処理に 関する地域住民等の理解を得ることが重要です。

そのため、地域住民や学校等を対象に、これまで実施してきた廃棄物処理施設の見学会を拡充し、廃棄物の排出事業所から再生処理を行う廃棄物処理施設、再生されたリサイクル製品を使用する現場までを巡るリレー形式や、あらかじめ希望を聞いた上で見学する処理施設を選択できるオーダーメイド形式等の見学会を実施します。

また、地域の清掃活動などに取り組む廃棄物処理業者を動画配信等で積極的に情報発信したり、施設から発生する熱の利活用など、産業廃棄物処分業者が地域のために行う施設整備に補助を行うなど、産業廃棄物処理業者による地域貢献を支援していきます。

エ. (一財) 福井県産業廃棄物処理公社の運営方針

(一財)福井県産業廃棄物処理公社は、昭和53年の設立以来、民間の産業 廃棄物処理を補完し、県内の産業廃棄物の適正処理体制を確保する役割を担っ てきました。県内では民間による廃棄物処理が進んでおり、今後もこれらの動 向を踏まえながら運営していきます。

焼却施設については、下水汚泥を中心に焼却処理を行ってきましたが、民間施設の整備や下水汚泥のリサイクル処理の進展により、焼却処理量が減少していました。こうした中、設置から約37年経過し、老朽化が進んだことから、令和元年12月をもって廃止しました。

管理型最終処分場については、前回計画では残余容量を約8年(平成27年3月末現在)と見込んでいましたが、近年埋立量が増加したことから、令和2年12月に受入を終了しました。令和2年9月に新たに民間処分場が整備されたことから、今後、県内の産業廃棄物の発生状況や民間処分場の処理状況等を踏まえ、増設の必要性を検討します。

安定型最終処分場については、残余容量が10年以上(令和3年1月現在) と見込まれており、引き続き埋立てを継続し、県内の産業廃棄物の適正処理を 推進していきます。

11 Residence





(3) 重点施策以外の施策

ア 電子マニフェストの普及

電子マニフェストについては、循環基本計画で、目標(2022年度において普及率70%)が定められ、令和2年4月からは特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に使用が義務付けられています。そのため、排出事業者や産業廃棄物処理業者向けの研修会を開催するなど、普及を図ります。

【電子マニフェスト制度】

マニフェスト制度では、排出事業者が産業廃棄物の処理委託時に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に産業廃棄物の種類、数量、処分業者名等を記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しながら処理を確認していきます。

電子マニフェストは、マニフェスト制度を電子化したものであり、排出事業者等が処理状況をインターネット上で適宜確認することが可能となることから、不適正処理防止への効果が期待できます。

イ PCB廃棄物の適正処理

PCB廃棄物については、PCB特別措置法により、保管事業者による都道 府県知事等への届出や処分期間までの適正処理の履行が義務付けられています。

PCB廃棄物のうち、本県内の高濃度PCB廃棄物は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」により、北海道室蘭市内の処理施設で処理されることとされています。処分期間については、トランス・コンデンサーが令和4年3月31日、安定器等・汚染物が令和5年3月31日となっています。

また、低濃度 P C B 廃棄物は、無害化処理認定施設や都道府県知事等許可施設で処理することとされており、処分期間は令和 9 年 3 月 3 1 日です。

現在、PCB廃棄物を保管する可能性のある事業者に対し調査を実施するとともに、PCB廃棄物を保管する事業者に早期の処理を促しており、引き続き、処分期間内の処理完了に向け事業者を指導していきます。

【PCB廃棄物】

PCB (ポリ塩化ビフェニル)とは、油状の物質で、熱で分解しにくく、不燃性・電気絶縁性があるなどの特性があることから、高圧の変圧器やコンデンサの絶縁油として広く使用されました。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件を契機に、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降、製造は中止されています。

- ・高濃度PCB廃棄物
 - PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの
- 低濃度PCB廃棄物
 - 5,000mg/kg以下のPCB廃棄物および微量PCB汚染廃電気機器等(PCBを使用していない電気機器等であって、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの)

ウ 石綿 (アスベスト) 廃棄物の適正処理

アスベスト廃棄物は、昭和30年代から50年代にかけて造られた建築物の 解体が進むことにより、今後も継続的な発生が予想されます。

そのため、建築物の解体工事現場への立入検査等を実施し、アスベスト廃棄物の適正処理の確保が図られるよう、排出事業者等を指導していきます。

【石綿 (アスベスト)】

石綿(アスベスト)は、天然の鉱物繊維で、耐熱性等にすぐれているため多くの製品に使用されてきましたが、発がん性等の健康影響が問題となり、種類によっては、製造・使用が禁止されています。

アスベスト廃棄物には、飛散性のアスベスト廃棄物(廃石綿等:吹付け石綿等)と非飛散性のアスベスト廃棄物(石綿含有産業廃棄物:アスベストを0.1%超含有するスレート外装材等)とがあり、それぞれ処理基準が廃棄物処理法で定められています。

エ 水銀廃棄物の適正処理

水銀廃棄物については、平成27年の廃棄物処理法施行令の改正により、新たに「廃水銀等」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」の区分が設けられ、その処理について他の廃棄物とは異なる特別な基準が設けられています。

そのため、水銀廃棄物について、産業廃棄物処理業者への立入検査等により 処理基準等の適切な運用を指導していきます。

【水銀廃棄物】

水銀は照明、体温計など医療用計測機器、ボタン電池など国内で広使用されていましたが、水俣病などの健康被害が問題となり、平成25年10月に「水銀による水俣条約」が採択され、同条約の国内担保法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立と併せ、廃棄物処理法施行令が改正されました。

水銀廃棄物の処理においては、マニフェストや委託契約書等において、「水銀 含有ばいじん等」や「水銀使用製品産業廃棄物」など、水銀を含有する廃棄物 を別記する必要があるほか、水銀体温計など、一部の製品(廃棄物)について は回収義務が課されるなど、特別な措置が必要となっています。

4 産業廃棄物の排出抑制等の目標

		平成30年度 実 績	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値
排出量		2,943 チトン	3,046 千トン	2,943 チトン
再生	E利用率+減量化率	97.3%	97.2%	98.0%
	再生利用率	43.9%	43.8%	44.6%
	(減量化率)	(53.4%)	(53.4%)	(53.4%)
揖	是 終処分量	81 千トン	85 千トン	59 千トン

目標設定に当たっては、循環基本計画に掲げる目標や県の産業廃棄物の排出実 態調査結果を参考にすることとします。

① 排出量

循環基本計画では、令和7年度における国全体の産業廃棄物の排出量を、平成30年度の排出実績約3億7千6百万トンから約4%の増加となる、約3億9千万トンとすることとしています。

一方、本県の過去10年間の元請完成工事高や製造品出荷額などに基づき推計した令和7年度の予測値は304万6千トンであり、平成30年度の排出量との比較で約3.5%増となります。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への悪影響など産業廃棄物の減少要因がある一方、大型公共工事などによる産業廃棄物の増加要因もあることから、令和7年度の排出量を、現状の294万3千トン内に抑制することを目指します。

② 再生利用率および減量化率

本県で排出される産業廃棄物は、平成15年度以降、減量化率と再生利用率の 合計は97%台の高い水準を維持し、残りの約3%弱が最終処分されています。

減量化率については、排出量の過半を占める汚泥の脱水による減量化の影響が大きく、予測値も現状維持となっていることから、令和7年度の減量化率は、現状の53.4%を見込むこととします。

一方、再生利用率については、排出量に対する最終処分の割合(最終処分率)が8%を超える廃プラスチック類や、混合廃棄物などの分別、再生利用を進めることで改善する余地があります。そのため、令和7年度の再生利用率と減量化率との合計を98%に引き上げ、減量化率を除いた再生利用率を44.6%に改善することを目指します。

③ 最終処分量

上記のとおり排出量、再生利用率と減量化率との合計を設定することにより、 これに対応する最終処分量の目標値は、59千トンとなります。

(参考)

排出量 294万3千トン (100%)

再生利用量(率)	減量化量(率)	最終処分量(率)
131万3千トン (44.6%)	157万1千トン (53.4%)	59 千トン(2.0%)
再生利用量+減 288 万 4 千トン		